

淀川水系流域委員会 第24回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 川那部委員 塚本委員 畑委員

日 時：平成 15 年 9 月 5 日 (金) 13:30 ~ 18:15

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 第1展示場

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、定刻となりました。委員の方でまだお見えになってない方々が若干ありまして、定員に足りておりません。従いまして、最初に資料確認等のご説明から始めさせて頂きたいと思います。

進行させて頂きますのは、庶務を務めております三菱総合研究所の関西研究センター新田です。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、お手元の資料の確認をさせて頂きたいと思います。まず座席表。それから黄色い紙で、「発言にあたってのお願い」。議事次第。資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」、前回 7 月 12 日以降の各部会及び委員会の状況についてとりまとめたものです。資料 2「各部会とりまとめ（案）」、こちらは、テーマ別部会、地域別部会でそれぞれ、現段階で第 2 稿の意見としてまとめさせて頂いたものです。

資料 3 - 1「淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料」です。資料 3 - 1 補足「淀川水系河川整備計画基礎原案補足資料：河川管理者からの提供資料」、横長のフローがかかれた資料です。資料 3 - 2「淀川水系河川整備計画基礎原案比較表：河川管理者からの提供資料」です。資料 4、A4 横の資料ですが、「委員会意見書とりまとめの進め方（案）」です。本日から 10 月末にかけて、どのような形で委員会としての意見書をとりとめていくかをまとめたものです。

資料 5 - 1「第 23 回委員会(7/12)にて出された意見（中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について）への対応について」、これは前回の、一般からのご意見についてのご質問といたしますか、ご意見に対しての対応についてまとめた資料です。資料 5 - 2「河川管理者からの要請に対する回答について」です。資料 6「9 月～10 月の委員会、部会、運営会議の日程について」。こちらは、現在、日程調整中のものも含めて、予定されている会議のスケジュール等を示したものです。

参考資料 1 - 1「委員および一般からのご意見」です。参考資料 1 - 2「説明資料（第 2 稿）について委員会に文書で提出された意見」です。参考資料 2「住民対話集会について：河川管理者からの提供資料」、A4 の 1 枚物です。

以上が本日の配付資料です。資料の抜け等ある場合には、庶務までお申しつけ頂ければ補充させて頂きます。

委員及び河川管理者の席には机上資料を置いております。お二方の真ん中にファイル等積み上げておりますが、1 人 1 冊として整備内容シート、また各テーブルに 1 冊提言冊子、提言別冊、各部会に文書で提出された委員からのご意見、河川管理者説明資料関係ファイル、過去の委員会で行われた現状説明資料 Q&A 集等を置いております。両サイドには、過去の議事録をとじたものをご用意しております。

続きまして、7 月 12 日以降の委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。時間の関係で、全てを詳細にご紹介はできませんが、後ほどの審議の参考としてご覧頂ければと思います。

皆さまのお手元の資料、参考資料 1 - 1 をご覧下さい。17 件の意見が寄せられております。表の形にしておりますが、脱ダム後の水利事業について。河川整備計画についての質

問とお願い、瀬田川、宇治川。一般意見聴取の会の意見発表者の選定について。漁業者への意見聴取についての要望。木津川の違法耕作について。丹生ダム建設に関する住民アンケートの結果について。利水者のダム計画からの撤退に関する新聞記事、関連した意見。利水振りかえ案について。宇治川の流量について。市民参加のあり方について。川上ダムに関する意見書。庶務業務に対するご意見。猪名川の治水に関する質問。水面利用について。流域委員会の提言について。説明資料(第2稿)に関する意見、以上の17件の意見が寄せられております。時間の関係で1つ1つご紹介はできませんので、皆さまの方で目を通して、審議の参考にして頂ければと思います。

発言にあたってのお願いです。本日、後ほど一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。その際には、この黄色い紙の「発言にあたってのお願い」をよくお読みの上、手短かに発言されますようよろしくお願い致します。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂いております。ご協力のほどよろしくお願い致します。

委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、議事録を作成する関係で、必ずマイクを通してご発言を頂きたいと思っております。また、冒頭にお名前をちょうだいいたしました後にご発言をして頂くよう、よろしくお願い致します。携帯電話等につきましては、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂くかマナーモード等でご対応頂くようお願いいたします。

本日は長時間、4時間の審議を予定しております。終了は17時30分、午後5時30分になっております。進行の方、時間通り進めますようよろしくお願い致します。

以上、資料等の確認をさせて頂きました。あと1名ほど、委員のご到着がまだなので、引き続き資料1について簡単にご説明をさせて頂いてよろしいでしょうか。

芦田委員長

はい。それでは、資料1について説明して下さい。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略 [資料1説明]

芦田委員長

それでは、定足数がそろいましたので、審議に入りたいと思います。

皆さま、第24回委員会に多数ご出席頂きましてありがとうございます。先ほど、資料1の報告がありましたので、議題の資料2のところから入りたいと思います。現在、流域委員会では河川管理者から提出されている第2稿について、各部会で熱心に討議を進めているところです。本日は、今までのとりまとめ成果を各部会から報告して頂くことになっているわけですが、各テーマ別部会から、1部会あたり5分程度でお願いしたいと思います。

まず、環境・利用部会からお願いします。

梶屋委員

簡単に説明したいと思います。全般的、基本的なことをご説明させて頂いて、個別の事業についての説明は省略したいと思います。

資料2の45ページを開いて頂けますか。「環境・利用部会の意見記述にあたって」と書いてありますが、ここで述べたいこととして、今後30年にわたっての河川整備の基本構想についての向かうべき方向性を記述して欲しいということが1つあります。

「河川環境の危機的な状況を考慮すれば」と始まります次の段落、実施可能な事業で現状の改善を緊急的に行うことは重要だけれども、同時に全体的な河川環境の保全・再生に向けて、長期的、理想的な河川づくりのあり方を目指すべきであるということ、これが大事なことだと思えます。

次に、「説明資料(第2稿)への意見」というところにまいります。「1『河川の総合管理』に向けた『河川環境の総合的管理システムの構築』」という項目があります。説明資料に関しましては、個別事業に関してモニタリング等のさまざまな取り組みは評価できますが、これだけでは不十分ではないかということです。個別の事業の位置付けがわからないということがありまして、その下の段落の3行目くらいに、個別事業ごとの評価、フィードバックの仕組み、河川環境を全体的な視点で評価し、それらを各地で行われている個々の事業にフィードバックすると、そういった総合的な河川環境管理システムが必要であると書いています。こういった点についての配慮をして頂きたいということです。

次のページに、総合的な河川環境管理システムとはということで、5行ほどその中身の説明が書いてありますので、読んで頂きたいと思えます。

それから、「(1)『総合的な河川環境管理システム』の構築」という項目がありますが、淀川水系においては、主目的として洪水・濁水対策を行うような管理体系はあるけれども、水質・生態系を含めた河川環境を一貫して保全・再生するような管理体系が現在のところありません。そこで、総合的な河川環境管理システムというものの構築を目指してもらいたいということです。

(2)は、総合的な河川環境管理システムを実施するための河川環境整備の戦略とはどういうものかが書いてあります。流域全体の戦略としては、まず個別事業の全体の評価の前提となる目標、次にそれを具現化し、達成を評価するための指標、目標を達成するための手段とプロセスといったことがありまして、その項目の各々についても次に述べています。例えば目標ですと、具体的な数値では難しいからイメージというか、1960年代の河川水質への回復等といった形での目標を立てるとということです。

指標というのは、目標に向けた達成度を評価できる定量的なもので、わかりやすく評価可能なものです。例えばビオトープ、移動経路の延長等の数的なものを、最後に書いてありますが、目標達成のプロセスや背景の理解を深めるものとするのが重要であるというようなことです。

それから、手段とプロセスで、1行目に書いてありますけれども、個々の手段と時系列的な取り組みが示される必要があるのではないかと思います。例えば手段の1つとしては保全地域の区分の仕方等、プロセスとしては時系列的な取り組みで、5年または10年

といった年限、或いは短期、中期、長期等の目標年限を区切って段階的に到達すべき目標や指標を明確にしたものと、そういうようなことが書いてあります。

48ページには、個別事業の計画ということが書いてありまして、個別事業の計画をする際には、全体の目標、プロセスにおけるその事業の位置付け、評価の指標が検討される必要があり、常に全体との位置付けを明確にしながら個別事業を計画されるべきであるということです。

(3)は、水系全体の事業を統合的に管理する仕組みが必要であろうということで、ここでは、まず下のところに4つほど「・」がありますが、「実施された個別の事業についての内容、評価の『情報集約』」、「集められた情報をもとに、流域全体の視点で個別の事業や計画を評価しフィードバックするための『場づくり』」、「モニタリングの結果を全体的な視点で分析、評価するため、事象のモデリングによるシミュレーションなどの『手法の開発』」、「全てのプロセスでの『情報の公表と共有』」といったことが重要である」と述べておりまして、その中身の細かい説明が48ページから49ページになります。

50ページの2番は分野別の意見で、自然環境、水質・水位・水量、利用、それぞれについて書いてありますが、細かい話になりますので省略いたしまして、基本的なことだけ説明させて頂きました。

以上です。

芦田委員長

今日は、特に議論をする時間はあまりありませんが、何かご質問ありましたらお願いします。特に河川管理者の方から何かありましたらお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

これまでの環境・利用部会の中でもたびたびこちらの方からお聞きしたり、議論をしたりしたことですけども、今回のとりまとめの中でも河川環境の統合的管理システムの構築ということが言われております。数値的に目標を表わすことは難しいですから、我々もイメージの目標ということは第2稿でも書いているつもりなのです。

結局、今回も言われていることは、全体計画を示せということですが、ここは非常にわかりにくいと思います。川が川をつくる、それから順応的な管理をしていこうではないかということと、全体計画を明確に示せということは、何か矛盾があるように思います。これは今まででも何回も言ってきたことです。今日は議論をする時間はありませんので、これからの部会の中で徹底的に議論をしたいと思います。

榎屋委員

どうもありがとうございます。環境・利用部会は今月10何日に開くことになっていますので、その場で十分議論をしたいと思います。

芦田委員長

非常に重要なことですので、お願いします。

その他はありませんか。それでは、次は治水部会、お願いします。

今本委員

資料 2 の 93 ページに基づいて説明します。

説明資料(第 2 稿)では治水に関することをいろいろ書いていますが、まず現状の課題についてであります。現状の課題を、説明資料では 6 つにまとめています。1、河川管理やダム建設の結果、洪水氾濫の頻度は確実に減少してきた。2、現在の堤防は、十分な信頼性を有しているとは言えない。3、破堤による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けている。4、浸水想定区域が公表されているにもかかわらず、周辺自治体に活用されているとは言えない。5、洪水情報の提供・活用が不十分である。6、水防団の弱体化並びに住民の防災意識の低下等、こういったことが問題だとしています。こういうことにつきましては、提言とおおむね合致しております。

しかし、このような現状を招いた原因或いは経緯の分析が必要ではないかと思えます。特に流域対応につきましては、関係自治体、住民組織との連携が十分でないという現状について認識する必要があると書いております。

2 番目は、河川整備の基本的な考え方です。説明資料では、河川整備の基本的な考え方として 6 項目にわたる課題を示した後、治水につきましては洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する対策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図ると記述しております。一方、提言では超過洪水、自然環境を考慮した治水、地域特性に応じた治水安全度の確保を目標とする必要があるとしております。比較しますと、説明資料には自然環境を考慮するとの視点が欠落しているのではないかとこのことを指摘しております。また、狭窄部下流部の治水安全度を損なわないで、上流の安全度の向上を図るという記述には、淀川水系には 4 つの狭窄部がありますが、その住民にとりまして狭窄部の開削というのは長年の悲願として、その実施を強く要求してきております。それが、下流部の治水安全度が脅かされるとの理由で見送られてきた歴史があります。

提言では、この歴史を踏まえまして、20 年ないし 30 年という期間で考えると、下流の治水安全度を確保される見通しが立たない状況で、下流の治水安全度が確保されれば開削されるとの説明をすることは、実施できないことを実施するかも知れないとの誤った期待を与え得るとの理由から、狭窄部の開削はできるだけ避け、他の代替策を優先的に利用することが望ましいとしました。提言から見ますと、これまでと同じ錯覚を上流住民に与え続けることとなりますので、狭窄部を開削することなく、上流の治水安全度の向上を図る、これをさらに検討する必要があると考えております。

3 番目は、河川整備の基本方針についてであります。1 番から 11 番までありますが、簡単に説明いたしますと、1 番は河川整備の対象区間であり、これは大臣管理区間に限っておりますが、総合的な管理により上下流で整合性のとれた治水安全度を確保することが望まれる、としております。

2番は土砂の問題です。土砂の問題は環境面のところでのみとらえられておりますが、治水についても重要な問題ですので、治水面からの検討も不可欠であるということです。

3番は、治水に対する対応の分類ですが、参考にして頂きたいということです。

4番は、この中での流域対応のことです。これは第2稿についてですけれども、流域対応の内容には分類を含めてさらに検討をすべき事項が多いと思います。

5番は、先ほども出ました狭窄部の問題です。狭窄部の上流では、浸水被害の規模をある限度内に抑えることを目標にせざるを得ない可能性があるということです。説明資料では、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消としておりますが、これは場合によっては困難ではないかということです。

6番は陸閘です。まだ、こういう大都会で陸閘があるということは非常に不思議なくらいでありまして、様々な状況があろうとはいえ、早期の解決が望まれます。

7番は、緊急時の舟運による輸送を有効とするためには淀川大堰閘門の設置は不可欠であり、早期の真剣な検討が望まれるとしております。

8番、これは提言にも触れてなかったことなのですが、淀川の大坂湾への河口形状であります。河口形状によっては津波や高潮の溯上を招くことになりまますので、河口形状の検討を開始することが望まれるということです。

9番は、ダム計画です。ダムにつきましては、説明資料は単に、経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響についてその軽減策も含め、他の河川事業にもましてより慎重に検討した上で妥当と判断される場合に実施するとしております。提言では、さらに住民組織等を含む住民の社会的合意を必要としておりまして、説明資料は極めて重要な社会的合意の視点を欠落させるという基本的な欠陥があると思われまます。

10番、既設ダムについてであります。ダム湖の水質改善、或いは魚類等の溯上や降下について述べております。現在の技術面から見ると、基本的な対策は早期に確立されるとは期待できません。従いまして、検討方法そのものから抜本的に検討する必要があるのではないかということでありまます。

最後の11番ですが、関係省庁、自治体等々連携が必要な事項につきましてはさらに連携を有効にするための方策の検討が必要ではないかということで、河川整備計画においては方向を明示して積極的な検討を進めることをより明確に記述することが望まれるといたしました。

以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。何かご質問はありませんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

細かい点ですけれども、魚類等の溯上、降下できる方策ということに対しまして、現在の技術面から抜本的な対策が早期に確立されると言われておりますけれども、このイメ

ージがよくわからないので、その点だけをお教え下さい。

今本委員

これは、ダムを対象にしたものです。堰等ではかなりできるでしょうけれども、高さ数十メートル、或いは100メートル近いダムに対して魚道を整備することが本当によいことなのか、或いは新たに魚道を整備することが、別の意味での環境破壊を生む可能性もあるということで、抜本的な対策をする必要があるという意味です。

芦田委員長

抜本的な対策については、中身をまた検討しなければいけないですね。

それでは次、利水部会をお願いします。

池淵委員

利水部会をとりまとめさせて頂きました池淵です。利水部会での第1稿、第2稿等に対する意見書のとりまとめ素案を報告させて頂きます。

利水部会におきましては、利水に関連して、現状の課題の認識や水資源の確保のとらえ方に、流域委員会或いは利水部会と、河川管理者の第2稿等において、乖離があるということをお互いに共有せざるを得ないと思っております。河川管理者の関与する範囲や法的な制約があることは理解できるのですが、それにとどまっていたは何も変わりません。変わる、変える姿勢でお互い臨みたいと考えております。そのためにも、資料2の98ページから、基本的スタンスとして理念の転換ということを再度書いております。

基本的スタンスのところの上段に現状の認識等について書いておりますが、従前のやり方等がはらむ種々の課題等を考えますと、利水においても理念転換が必要であり、「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」という考え方から、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」への転換が必要であるということです。

河川管理者におかれましても、こうした理念転換の主旨を取り入れ、より主体的に「水需要の管理、抑制」に関与していく、という方向性を明確に記述すべきであるということです。

具体的には、既存の水資源転用等によってダムによる新規水資源開発を抑制すべきであり、さらにトータルの水需要量を抑制するアプローチにも踏み込み、河川からの取水量を抑制・削減する効果を高め、できるだけ河川に水を戻すことによって河川環境の保全・整備に回す姿勢をとるべきであると考えます。さらに河川管理者は、関連する計画の策定の際や利水者等の関係者との調整においても、このような姿勢を堅持すべきである、というスタンスを提示しております。

以下、我々自身も待ちの姿勢ではなく、さらに議論が必要ではありますが、説明資料(第2稿)の利水にある各項別に幾つかの指摘事項を書かせて頂いております。

とりわけ、水需要の精査確認につきましては、ダムに参画するところは早急に行うとの

ことですが、ただちにすべきであるという指摘をしております。

精査確認にあたっては、利水者が的確な水需要の予測を行っているか検討する必要があります。現状では、過去の実績値を用いる傾向があるけれども、それだけでは需要抑制のための節水の努力等々が反映できていないと思われます。こういった観点を取り入れた精査確認が必要ではないかということを書いております。

水利権の見直しと用途間転用です。ここでもダム等の新規水資源開発が必要かどうか、用途間転用、即ち「水融通の拡大」との関係で記述されるべきであるが、通常的水利権更新の考え方のみで、新規水資源開発の際の考え方が示されていないという意見です。

転用の意義と目的をもっと明確にということ、そして水融通を円滑に行うための転用のルールといったものを提案するのが整備内容のはずではないかということで、101 ページに利水部会としてのたたき台を描いて、こういった形で検討できないかと書かせて頂いております。

用途間転用については、工業用水から上水だけではなく、上水から上水への可能性も検討すべき等ということを指摘しております。

「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」におきましても、「再編」というのがここでは容量の再編であるならば、その必要性を十分に検討して欲しいということです。利水容量の再編が河川の流況と自然環境に及ぼす影響や容量再編の規模、費用負担のあり方等を含め、代替案との比較等、よく検討する必要があると書かせて頂いております。

少雨化傾向、水供給の実力低下、利水安全度の低下、渇水頻度の増大は一連の現象であるとの認識のもと、対応を安易にダムに頼ることなく、水量的には農業用水や下水処理水の還元水の存在、水需要の抑制による利水安全度の向上、既存のダムの効率的運用、治水等を含めた水位管理の見直し等の施策も踏まえ、様々な検討案を検討すべきであります。

「水需要の抑制」ですが、ここは「水需要の抑制・節水対策」という項立ての方がよいと考えております。節水施策にもっと踏み込むべきであるということです。水利権審査の具体的内容に節水計画、節水目標の立案等を審査項目に入れてはどうか等も書かせて頂いております。

河川水以外の未利用水源としての雨水、再利用、地下水をどのように活用するか、どの程度の効果があるのか、実施にあたっての技術的、或いは制度的なもの、条例等の調査検討を行い、取り入れるべき方策を検討していくべきであるとして書いております。

水需要の抑制効果と既存水源の転用で生み出せる水量がどのくらいあるかわかりませんが、あるとすれば、その水量の再配分をどうするのかも検討価値があると思います。

(5)「渇水への対応」では、現行或いは提案がされている渇水調整ルールについて、需要抑制等に結びつくようなインセンティブが働くルールになっていない、等も書かせて頂いております。

(6)「渇水対策会議の改正を調整 - 水需要管理協議会」は分量的にもよく記述されておりました。一定の評価はできるけれども、河川管理者がもう少し主体的な姿勢で臨むべきでないかと思っております。

整備内容シートにつきましても幾つか指摘事項がありますけれども、利水部会としてま

だ十分に議論していないところもありますので、現段階では提示させて頂いておりません。以上です。

芦田委員長どうもありがとうございました。何かご質問はありますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

細かい点を1点と、ある意味深いかもしれない点を1点、ご質問させていただきます。

1つは、「利水にあっても中・長期の気象予報等の支援情報」ということで、「中・長期」という言葉が文章の中にあるのですが、そのイメージを教えてくださいということです。

もう1つは、水需要管理という言葉そのものです。川からの取水量をいかに減らすかということが水需要管理だと、利水部会等でも何回か申し上げたのですが、需要そのものを減らすということと川から取る量を減らすということは必ずしも一致しないところがありまして、それを全部含めて水需要管理と基本的に言っているということでしょうか。川から取水を減らすことが水需要管理ではないかという認識を持っているのですが、その意味であれば、極端に言うと水需要管理という言葉があまり合っていないところが、根源的かもしれませんが、2点目の質問とさせていただきます。

池淵委員

1点目の「中・長期」というのは、今、洪水の管理においては短期予測とか予報等の情報も精度が上がってきていると思います。そういったこととあわせて、中・長期の予報の精度アップがどこまで期待できるかわかりませんが、支援情報としてももう少しリードタイムの長い情報をとらえて、渇水予測や渇水時のコントロールに生かす方向を模索すべきではないかということです。

水需要の管理については、寺田委員にお聞きした方がよいと思います。

芦田委員長

その辺り、また議論したいと思いますが、問題提起ということでお伺いしておきたいと思います。

それでは住民参加部会、お願いします。

三田村委員

住民参加部会からとりまとめの案をご報告いたします。

住民参加部会では第2稿の問題点に対する意見、或いは修正意見の提出、整理とともに、河川整備計画にあるべき住民参加の反映のために3つの視点から掘り起こしました。理論的な側面、実際に計画を実行される中での実践的な部分、そして将来へ向かった展開という3つの視点から案を構成しております。検討した結果を102ページから述べてあります。まだ完成されたものではありませんので、これからさらにわかりやすい表現でコンパクトにしていきたいと考えております。

住民参加のところで非常に重要な課題として、合意形成の問題があります。あるべき社会的合意とはいかなるものかということ、を次回の住民参加部会、或いは検討会でまとめていくように考えております。現在、社会的合意に対する委員の意見を頂いている途中です。

では、102 ページから簡単にご説明していきたいと思えます。理念編では、河川整備計画原案を作成するにあたって、新河川法に示されている住民参加の意味が理解されているかという視点から検討いたしました。

例えば、104 ページ「2.住民参加は、その理念に沿って適切に具体化されているか」の1)ですが、参加住民の範囲を考えているかということがあります。参加すべき住民の範囲については、個々の問題ごとに、その適切性を判断しなければならない、利害関係や関心の程度等を総合的にとらえて、常に「住民とは何か」を問うべきであると書いています。

それから、問題の「2)ダム計画に際しての住民参加手続について」です。第2稿にありますダム計画の方針では、実施の妥当性の判断の形成過程や決定に際して、住民参加についての言及が一切ありません。流域委員会の提言では、ダムについては「原則的に建設しない」とし、実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないことが客観的に認められ、かつ「住民団体・地域組織等を含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり」建設すると述べております。ダム建設については、「社会的合意を得る」ばかりでなく、「何をもちて社会的合意というか」については、私たちにも投げかけられている問題ですので、部会で今検討しているところです。

追ってご報告することができると思いますが、難しい問題ですので、まとまった考え方としてご提出することは、不可能ではないかと私は思っています。様々な意見分布があり、こういう意見をもって社会的合意の幅を決めていきたいというような報告に終わるのではないかと思います。

以上が理念編の部分の抜粋です。

次に、107 ページですが実践編のまとめです。第2稿の具体的な事例に住民参加の手続が盛り込まれているか、またそれが適切であるか、特に、対極軸にある事業に流域住民の意見が反映される仕組みができているかというのが実践編で検討して頂いた内容です。

例えば、「1.これまでの住民参加の実施過程についての評価」とあります。「(1)説明会、対話集会」を読みますと、「河川管理者は、第1、2稿の内容について部分的に、または地域的に説明会を実施してきた。しかし、それは単に説明や住民の意見をお伺いすることにとどまっていた。そこで委員会の提言別冊もあり、対話集会を開くことになり、その準備段階に入っておられることは評価すべきことである。」

ただ、対話集会についてはまだどういう形で実現するかわかりませんので、部会から対話集会の現状報告をして頂くよう依頼しております。本来は委員会でご報告して頂くものですので、本日の委員会でも、淀川での対話集会がどの辺りまで動いているかご報告して下さい。お話を伺いして、この対話集会をよりよいものにしていきたいと考えております。

次に、「(3)住民の意見反映について」です。「住民意見を反映させる場合には、多数決の論理は当てはまらない」ということを理解して頂きたいということです。

「意見の反映については、住民参加の機能、河川管理者が見解を出し、それに対して住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返す必要がある。」粘り強い住民参加等の対応が必要であるということです。

サイレントマジョリティーについては、大事な部分ですけれども、別冊に詳しく述べておりますので、参考にして対応して頂きたいということです。

「2.住民参加実践の課題」として、(1)パートナーシップの形成、或いは先ほどの対話集会でのファシリテーターの機能の導入といったものをお考え頂ければありがたいということです。そんなふうにすると、住民参加の部分がよりよいものとして原案に活かされるのではないかと考えております。

109 ページに、その例を図にしておりますので、ご参考にして頂きたいと思います。

実践編に関しましては、実践班の検討過程で出された試案を、115 ページから 121 ページに添付してあります。ご参考にしてください。

展開班です。望ましい淀川水系の管理のために、これからの展望、将来像が適切に考えられているかということです。

例えば、河川レンジャー或いは各種協議会等が住民参加の視点から示されているか、という視点で検討を行いました。

「1.『河川整備の基本的な考え方』について」。河川整備計画の内容を直轄以外にも適用して、住民参加の部分を考慮して頂きたいということです。

「2.『計画策定』について」。第2稿はマスタープラン的な性格が少ないので、理念と計画の間に目標と将来像が必要になってきます。そういうものを住民参加との関わりから工夫して頂きたいということです。

114 ページの 12 に住民参加部会としてのお願ひがあります。住民参加の項目を起こして頂きたいということです。河川整備を行うにあたって、住民参加をいかに反映させていくか、ということを実践的に起こして頂ければありがたいということです。それに沿って、各整備内容の部分に整合性が出てくると考えております。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。新しい問題ですので、難しい課題を様々な検討して頂いて感謝しております。ご質問、ありますでしょうか。

住民参加については時間をかけてやるような問題が多くあります。特にファシリテーターを立てた対話集会を計画しておられるということですので、次回以降に、そういうものを見ながら検討していきたいと思っております。

それでは時間が迫っておりますので、地域別部会の方に移りたいと思います。琵琶湖部会からお願いします。

川那部委員

資料2では概要と素案の部分がありますが、3ページから10ページまでを見ながらお聞き頂きたいと思っております。

地域別部会としては今日ご報告するのが最初ですので、少し時間を頂きたいと思います。

まず基本的な考え方としまして、河川整備の計画案というのは、琵琶湖がかけがえのない自然生態系であるということに対して、最も謙虚な気持ちをもって策定されるべきである、とあります。

「河川環境の保全と整備」が河川法で新たに目的化されていることによって、従来の利水、治水に関する考え方にも変更が求められていることは明白です。また、流域社会全体がその恩恵を等しく享受するわけですから、計画を実現するためには、この考え方の変更に伴う「痛み」も流域社会全体が等しく分かち合わなければならないと思います。

そういった計画の策定は、湖沼・河川と人間との関係に対する根本的な理念の転換なくしては不可能ですし、また計画の実現に向けて、部会委員はもとより地域住民も含む淀川水系住民全てが新たな制度的・技術的な取り組みを含む、いわば大きな社会的チャレンジに臨まなければならない、というのが基本的な考え方です。

次に、「説明資料(第2稿)」と「提言」に基づく「琵琶湖部会の意見」を見てみますと、多くの部分で共通の認識がありますけれども、幾つかの部分で乖離点があることもまた否めません。

提言の主旨、及び委員会での議論と説明資料の内容については、共通するところとしましては、琵琶湖とその集水域の自然環境が我々流域の住民にもたらす恩恵ははかり知れないものであり、その存在はかけがえのないものであるということです。

新たな河川整備事業は、地域の居住環境や洪水に対する安全や安心、適切な水・河川の利用、また地域の持続的な発展等と、琵琶湖の自然環境や生態系の保全・回復の二者択一を迫るものであってはなりませんけれども、同時に従来の利水・治水に対する社会的認識が大きく転換されなければ、環境・生態系の保全・回復を実現していくことはできないといった点については、説明資料第2稿の内容は提言に基づく琵琶湖部会意見と共通の認識でありまして、その点、高く評価しております。

相違する点としましては、河川環境、生態系の「整備・保全」、計画検討のプロセス、多様かつ詳細な代替案の検討と提示、連携に対する姿勢等にあります。

例えば部会委員の多くは、自然・川の本来の機能を回復する「整備・保全」のためには、自然の改変を伴う新たな大規模な構造物の建造や工事を安易に追求することのない計画の策定と実現を求めていますけれども、第2稿で提出された計画は、むしろ人為的な改変を積極的に推進するものになっているのではないかと考えられます。

また、第2稿で示されました構造物は、一度建造されればマイナスの環境影響も大きく、影響を踏まえて順応的に改変するには多くの困難を伴うものが含まれている点に部会委員は危惧を表明しておりますけれども、「河川管理者」のこの点に対する認識は部会委員に比べれば希薄であり、計画の推進を前提として影響の程度を軽視しながらやっているという、従来型の域を出ていないのではないかと懸念されます。

「河川管理者」はダム建設による湖岸域の水位回復の効果に多大な期待を寄せているようですけれども、部会委員の多くはこのことに疑問を呈しておりまして、多様かつ詳細な代替案の検討が求められます。

治水についても、ダムに頼らない治水対策の技術的・社会的な可能性等、〈背景、方針等〉で述べた「技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジ」に、さらに本格的に取り組むべきであると多くの部会委員は考えております。

利水安全度の確保につきましても、大規模な直轄利水事業が地域の小規模な水循環システムの構築をめぐる、多様かつ詳細な代替案の検討を妨げることをないようにと期待しております。

琵琶湖における主要な課題についての具体的な見解ですが、個別の整備内容シートに関する部分については、少し議論はしておりますけれども、まだまとまっておりませんので、次回にでもご説明させていただきます。

ダム、琵琶湖の水位、そして連携の問題について分けて申しておきますと、第2稿のダムに関する記述においては、基本的には提言の主旨を十分には生かされていない、また検討、判断のプロセスを重視すべきという点で不備が指摘されておりました。

特に水需要の精査に基づく利水計画について、まず節水や水の再利用等の新しい水政策や水哲学を強く反映する代替案の可能性を追求すべきであるということ、また、ダム水源地域の活性化には、文化・社会・経済の全ての面を十分考慮して実施すべきである指摘しております。

検討・判断のプロセスを重視すべきという点ですが、主な意見としては、多様な代替案策定やその評価をめぐる幅広い議論が行われておらず、結果的に選択された「ダム建設が有効」という代替案を妥当と評価する状況にはないというものです。

計画案では、十分な科学的な検討やきめの細かい代替案の検討が不十分で、流域全体に関する視点が薄いのではないかという意見がでております。

住民の同意が得られないであろうということで議論しているけれども、そう結論付ける上で不可欠な多様かつ詳細な代替案の検討が行われていないということです。

費用対効果分析は、ダムの寿命による償却や環境に与える悪い面等が示されておられません。公平で客観的な判断ができるような説明が必要である、等と考えております。

琵琶湖の水位に関しましては、水需要や水量、水質等も視野に入れた上での検討が必要であり、またダムからの水供給のみでは琵琶湖の水位を調整し、河川の瀬切れを解決するといった見直し案は、緊急に実施可能な対策ではありますが、ハードのみに頼る従来のやり方と変わらない対症療法であると思われます。

或いは、琵琶湖の本来の姿を考えた場合、琵琶湖の水位については、水位操作規則の見直しや琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討が明確に必要であると思います。

また、健全な水循環のもとで流域全体の水循環の様相を調査把握した上で、瀬切れ等の解決策を検討すべきであると考えております。

滋賀県、或いは他省庁との連携につきましても、例えば滋賀県との連携について様々なことを要請しております。幸いに滋賀県が設置している「淡海の川づくり検討委員会」等との非公式な連携は、実現できそうな状態で、大変ありがたいことだと思っておりますが、様々な意味でのそういったものが重要です。

また、他部局、他省庁等との連携につきましても、様々な問題があることは確かです、

ただちに実施することは不可能であるにしても、検討という項目について具体的に考えられなければならない、或いは、「河川管理者」として主導的にそれを行われる必要があるのではないかと考えております。

委員会に対しては今申し上げたようなこと本日は初めてお出しするわけですが、この内容については琵琶湖部会その他で何度も議論をしております、その中にはいわゆる「河川管理者」の方は何度も来て頂いて、聞いて頂いておりますので、部会の委員といたしましては今から出される第3稿は、ここで今書いたような内容のことがかなり程度に盛り込まれて変更されているものと大きく期待しているところです。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。私も第3稿に反映されていることを期待しております。ご質問、特にありませんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

細かな点ですが、住民との連携という中で、10ページに「流域全体の治水・利水・環境を調和させる新たなシステムを作る、という試み」というご指摘があります。私どもは治水、利水、環境というのは、別々なものではなく、相互に関連するものであって、1つのことを考える時も、他のものも考えていかなければいけないという姿勢で河川整備計画全体を考えているわけです。

住民との連携ですが、河川レンジャーという1つの新しい試みを考えています。その河川レンジャーについて、こういう工夫があったらよいのではないかとご指摘なのか、別のシステムを考えないといけないということなのか、また議論をさせて頂きたいと思っております。

川那部委員

ありがとうございます。とりまとめに書いてあるのは河川レンジャーだけではなくて、もう少し全体のことです。また治水、利水、環境というような問題の他に、流域全体という部分もありますので、その点も考慮した形で考えないといけないということです。難しい問題ですが、住民参加部会と一緒に、様々なことを考えていく必要があると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

芦田委員長

それでは淀川部会をお願いします。

寺田委員長代理

淀川部会の報告ですが、資料2、24ページからです。淀川部会の守備範囲がかなり広いものですから、全部にわたっての報告はできませんので、主要な点だけと思っております。前回7月12日に委員会が開催されましたが、その直前に第2稿を河川管理者から示されて、主

に第2稿とその整備内容シートの検討を7月から8月に行ってまいりました。淀川部会の開催については、資料1の5ページに載っておりますが、部会内の検討会を3回にわたって行い、正式部会を1回、現地視察、一般意見聴取も行ってあります。そういう中で、最終的な意見書に向けた検討をしてきましたが、まだ過程でありまして、ここに挙がっておりますのは、現在までのところのとりまとめになります。本日河川管理者が示されます基礎原案をお聞きした上で、最終的な考え方の検討に入ることになります。

淀川部会の中で大きな点は、ダム関連の事業が多いものですから、そこに関わることが1つあります。具体的には、川上ダムと大戸川ダムという2つの建設予定のダムがあります。資料2の、24ページから木津川、川上ダムに関連するところが書いてありますが、冒頭に、中止する可能性も視野に入れた検討が今後継続して行われるべきだということ、現時点での端的な意見として指摘しております。

河川管理者によりますと、この2つのダムに限らず、他の建設予定のダム全てについて一定のダムの有効性を認めながらも、調査検討を継続とされているわけですが、その調査検討に際し必要な視点を端的に指摘しているわけです。

まず、川上ダムにおけるこのような意見の根拠としては、治水と利水の両方があります。治水では24ページにありますように、川上ダムの場合は、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」が大きな大義名分になっているわけですが、その点についてもやはり疑問点を指摘しております。流域委員会では、ダム問題につきまして、治水からは、壊滅的な被害を回避することを基本的な目指すべき方向として、その建設の可否を考えると提言として出しています。そうしますと、川上ダムの場合、治水からの代替案の検討が、不十分で狭いということです。代替案についての検討の不十分な点を、24から25ページに記載しております。

次に利水ですが、26ページになります。先ほど利水部会からも報告がありましたが、提言では、供給管理から水需要管理という理念転換を提言しています。これは、新たな水資源開発に頼らず、既設の施設や水資源という枠組みの中で需要を管理することによって、新たな開発は不必要になるのではないかという視点から、そういう理念転換を求めているわけです。現在のこの施設及び水資源の中で、どのような水需要管理が可能なのか、本当にどうしても新しい水資源開発が必要なのか、といった視点からの検討ができていないと思われまして、特に川上ダムの場合は、そういう点では疑問があるということをご指摘をしております。

ダムの関連でいいますと、31ページからですが、宇治川、瀬田川の改修、天ヶ瀬ダムの再開事業、そして大戸川ダムの建設により、琵琶湖の後期放流量を増加させ、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減することが、この一連の事業の最大の根拠になっているわけです。具体的には、31ページに出ていますように、放流能力を1,500m³/sに増やすというところから、各事業の理由付けがされているわけです。

しかしながら、これについても問題点があると思われまして、特に大戸川ダムの場合は、日吉ダムの方からの利水容量の転換という大きな問題点や、琵琶湖の急速な水位低下の抑制という、これは32ページに載っておりますけれども、これも大きな理由になっております。

これにも根本的な問題があることを指摘しています。この一連の事業が、大きな大義名分である後期放流量の増加と必ずしも一致しない等の問題点を指摘しております。このようなところが、ダムに関連する部分では議論がなされてまいりました。

他に追加するとしますと、魚道の関係です。淀川部会としては、現地調査も魚道を中心として行ったわけでありますが、縦の連続性確保ということで、魚道の設置も具体的な整備事業の内容として記述されておりますけれども、魚道については十分な必要性や、魚道の構造、内容、方法等によって、その効果がどれほどあるのかといったことの十分な検討ができていないのではないかと、といったことから、基本的には魚道設置の必要性は、この提言でも述べているわけです。この必要性と効果の内容について、各河川の場所に応じて細かな検討が必要だということが部会でも議論されておりました。以上が主な議論の内容であります。

芦田委員長

どうもありがとうございました。何かご質問ありませんでしょうか。

畑委員

大戸川ダム、それから宇治川、瀬田川の開削に関しまして、現在様々な検討されて、ああいう下流の取り決めがなされていると思いますけれども、琵琶湖の貯水容量を十分に、本当に活用しているのかどうかですね。といいますのは、降雨予測も技術的にかなり進歩していいしますので、予備放流、或いは事前放流を少し早目にすることができるならば、琵琶湖そのものの容量を利用した洪水調節というのが可能であり、これは容量的にはかなり大きいと思われれます。30年の計画ですので、将来的に、今後ともこういう上下流協定による洗堰の放流の取り決め、それに基づいて開削等の状況が生まれて、断面の拡幅等の話になっているかと思えます。

今後ともそういう形でいくのか、将来的にはどの程度予測技術を活用した琵琶湖の利用を考えておられるのか、その辺りについてお聞きしたかったのです。参考資料1-2で、河川管理者への質問という形で最後の方に挙げておりますので、機会がありましたら答えて頂ければ幸いです。

芦田委員長

その辺り議論すべき問題だと思いますが、降雨予測の精度は上がってきたとはいえ、あまり将来的な、長期的な予測になるとあてにならない状況ですから、すぐには予測により調節して、水量をコントロールすることは難しいというのが現状ですね。いずれにしましても、将来予測技術の精度が上がってくると変わっていく問題だと思いますので、検討する必要はあると思います。

それでは猪名川部会お願いします。

田中哲夫委員

38 ページからの猪名川部会のとりのまとめ案ですけれども、まず、河川管理者の第 2 稿と猪名川部会の意見との相違点です。猪名川には、最も大きな問題として、頻繁に被害を受けている銀橋上流の浸水被害の解消があります。それに対して、浸水被害解消のために余野川ダム、そして一庫ダムの治水容量の変換という点があります。ダムという巨大な施設をつくることは、浸水被害の解消に効果は高いことは見えているのですけれども、それに頼ろうとし過ぎていると思われまます。そこで、流域委員会が提出しました提言の、「原則としてダムを建設しない」という精神を尊重して、たとえ個々の施策の効果が単独では小さくても、集積すれば大きな力となりますので、もう少しきめ細やかな対策を、ダムなしという前提に立って考え直して頂きたいということを目指いたしました。

猪名川では最も大きな問題が、狭窄部の浸水被害の解消と、それに関連しています余野川ダムの建設です。狭窄部の浸水被害を解消するための降雨目標ということが猪名川ではかなり特異であり、既往最大規模の降雨レベルといえますと、昭和 35 年に起こりました、4,000 年に 1 回起こるような降雨レベルを対象として対策を練ろうとしているわけです。

これは猪名川だけの問題ではありませんが、既往最大規模を目標にすることが本当に正しいのか、本当にできるのかということです。既往最大規模を目標レベルとする限り、ある年に、それよりも規模の大きな降雨に見舞われますと、レベルは上がっていくわけです。目標レベルをどのように決めるのかは非常に難しいと思えますけれども、既往最大というところから、現実的に実施できるレベルにすべきではないかと思えます。確かに既往最大ということであれば、流域住民に納得して頂きやすい目標ですけれども、それは実現不可能ではないかということを目指したいと思います。

あとは銀橋上流の浸水被害の解消なのですけれども、ダム以外の細かなハードに関して、もう少し取り込んで頂きたいということです。これは細かい話になりますけれども、39 ページの浸水軽減策のところ、能勢電鉄の多田駅の辺りは、本流の洪水によるのではなく都市型の内水型の被害ということも考えられるので、それに対する対策を立てて頂きたいということです。

また、昭和 35 年の、4,000 分の 1 の規模を浸水対策軽減の目標にいたしますと、例えばダムをつくっても浸水するところが出てきます。そのような強度の浸水被害が予想されるころでは、住居の移転といったことの法整備を進めて、被害の大きいところは守るということを捨てて、逃げるといった発想を持ち込むことはできないのかということです。

39 ページの下、余野川ダムの「まとめに対して」です。一庫ダムの利水容量の余野川ダムへの振り替えということが提案されていますけれども、その部分は、府営水道から水を導入して補うことはできないのかという点です。あちこちでダムの利水権を自治体が放棄し始めたようであることから考えますと、流域の水需要管理、そして精査が緊急に必要です。当然、河川整備計画確定前に、策定にあたっての重要な基礎資料として、水需要管理の資料が要るだろうと思えます。

40 ページですけれども、ダムができることによって、自然環境に関してどういう影響を与えているかモニタリングをすることになっていきますけれども、モニタリングというのは、ただ単に自然に関して、動植物のリストを挙げただけでは意味がなく、どのような川にす

るのかという目標があって初めて、どのようなモニタリングをしたらよいのか、或いはモニタリングによってどのような具体的な施策をとっていったらよいのかがわかるわけです。ただ漠然とモニタリングということではなくて、どのようなところにしたいのかという目標を定める必要があると思います。

検討の方法、社会的合意については、先ほど詳しい検討がありましたので、割愛させていただきます。

「猪名川全体に関する事業について」41 ページ、上から 4 行目からですが、環境に配慮して、水陸移行帯等、横断方向の連続性を確保するとなっています。水陸移行帯を中心とした河川堤外地の河川の横断面の連続性を再生するということですが、最も大きな問題として、「河川・水路・田圃・ため池と連続していた横方向の『水域ネットワーク』」を復活させるためには、国土交通省だけでなく農林水産省という壁があります。その部分にも、川の方からはこうしたから、あとは農林水産省がやってくれという様に、突きつけるような施策を練って頂きたいということです。特に横方向の連続性を確保する魚道に関してです。

水質ですけれども、猪名川の水質はかなり改善されてきておりまして、よくなっているわけですが、まだ下流の部分に関してはあまり改善されていないところがあります。その部分を改善する方策を立てて頂きたいと思います。また、環境基準に達しているからというだけではなく、環境基準のレベルを上げる、或いは環境基準に達していて、さらに「水道の水が美味しい」、「泳ぐ気になる」、或いは「採った魚が食べたくなる」、等のレベルを目指して水質の改善を行って頂きたいと思います。

外来種対策も難しい問題ですが、猪名川では帰化植物の割合が高くなっています。また、どこでも同じですけれども、ブラックバスやオオクチバスが侵入してきて、在来の水生生物に大きな影響を与えています。外来種というのは環境を生物的に乱しているわけですから、河川法が改正され、環境を河川整備計画の重要な柱と位置付けたからには、具体的な外来種対策を講じる責務が河川管理者に生じたのだという認識をして、速やかに対策を実施して頂きたいということです。

治水に関しては、ともかくあふれないようにするという発想ではなく、あふれるところから撤退する仕組みをつくり上げて欲しいというのが「土地利用の規制、誘導について」です。

利水に関しては先ほどかなり詳しい話がありましたので、ここでは省かせて頂きます。

河川利用に関してですけれども、猪名川では高水敷がグラウンド或いは都市公園として使われている比率が最も高くなっています。猪名川ではこれ以上都市公園、或いはグラウンドとしての使用は、認めて頂きたくないということです。

最後の 5 番目は、これから河川レンジャーをつかって試行していくということですが、その際に考えていただきたい細かな事柄が書いています。

以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。何か発言ありますでしょうか。時間が過ぎております。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

資料2の40ページに、「ダム建設に関する社会的合意、有効性の客観的認知についての基準」という言葉が入っていきまして、「考え方も河川整備計画に記すべきである」という記述があります。この基準とはどういうものかよくわからないというのですか、内容を具体的に、また教えて頂きたいということだけ発言させていただきます。

芦田委員長

よろしいでしょうか。その辺りはこれから検討する課題ですね。三田村委員も先ほどおっしゃいましたように、社会的合意をどうするかというようなことを含めて検討していかなければいけないということで、我々も真剣に検討したいと思います。予定時間を大分過ぎていきますけれども、5分間休憩しましょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは3時5分に再開にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[休憩:2:59~3:07]

庶務（三菱総合研究所 新田）

会場内が冷え過ぎておまして、今、室温を上げるようにしております。大変申し訳ありませんが、今しばらくご辛抱下さい。

それでは、審議を再開したいと思います。

芦田委員長

それでは、時間になりましたので審議を始めたいと思います。

今から、河川管理者から河川整備計画基礎原案の説明があります。第2稿について我々が意見を言ってきたわけですが、それを参考にして頂いて修正して頂いていると思います。第2稿から変更した点を中心に、50分から1時間くらいかけて河川管理者の方から、ご説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

それでは、お手元の資料3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」に沿って説明させていただきます。

最初に、表紙ですが「河川整備計画基礎原案」となっています。資料3-1補足でフローをつけておりますが、河川整備計画をつくる作業につきましては、流域委員会が始まって以来、去年から今年にかけて説明資料第1稿、第2稿と出しまして、その度に流域委員会からのご意見、住民からのご意見、地方自治体からのご意見等を、様々な形で頂いて

おります。そして、本日9月5日のものがこの基礎原案となっています。この後、10月27日となっておりますが流域委員会からの意見等を踏まえて、11月か12月頃に基礎案という形になると考えております。

資料3-1を1枚めくって頂きますと、右下に「改正河川法の解説」と書いてあります。このページの中心辺りに河川整備計画の「原案」という言葉があります。実は本日、基礎原案という形で出したものが、実質上、この「原案」に相当するものと私たちは考えて出しております。こういった「改正河川法の解説」という本の中で、基本方針をつくって河川整備計画の段取りに入ってという法定手続における用語的な言葉として「原案」という言葉が使われておりますので、それと区別するために基礎原案という言葉を使わせて頂いております。

ただ、この「改正河川法の解説」に書いておりますような、原案の後、学識者を呼び、住民の意見や地方公共団体の意見を聴いて河川整備計画ができるという手順のところは、基礎原案についても、或いは今までも我々が行ってきているつもりです。その意味では基礎原案が原案そのものというか原案にかわるものであって、でき上がる基礎案が河川整備計画であり、従前から申し上げておりますように、この河川整備計画基礎案で「実施」と記述しているものについては実施していく、「検討」と書かれているものについては検討していくと考えております。

これは、1年程度で随時見直していくことになるわけですが、そういった意味の位置付けでありまして、用語の混乱を避けるために、基礎原案という言葉を使わせて頂いておりますけれども、前から言っておりました原案という形のものと同じ意味です。

内容の方に入らせて頂きます。1章、2章という形の構成は第2稿と変わっておりません。では実際に内容の1ページの方から、変わったところを中心に話しさせていただきます。

まず「はじめに」ですが、「河川整備計画は、淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き」ということで、私どもも住民の方々や自治体とも話を始めておりますので、常々三本柱と申し上げておりますところを明確にするためにも、この3つを並列して書かせて頂きました。

2つ目の段落、「具体的施策で『実施』と記述する施策は今後速やかに実施していく」と書いてあります。これは変わっておりません。その次に、「『検討』、『見直し』と記述した施策は、今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い」と、「実施の可否も含めて」というのを明らかにして書いてあります。そして「検討・見直しの結果がでた時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見も聴いた上、決定する」といった手順は、前から言っていることと基本的には同じですが、「実施の可否も含めて」ということと「検討・見直しの結果がでた時点で」ということを、また書かせて頂いております。実施されたものについてはモニタリングを行っていきますし、計画自体随時改定して修正・追加・中止等を行うものであるということです。

「1.流域の概要」のところです。大きく追加されたところだけ申し上げますと、2ページの上から2段落目に、森林に関する記述を加えてあります。他には、様々な語句の修正はあるのですが、4ページの真ん中の「三川合流後」の辺りからですが、大川（旧

淀川、神崎川に対して維持流量を放流しているという事実関係を書いています。また、琵琶湖舟運についても記述すべきというご意見もありましたので、4 ページの下の方に、琵琶湖舟運についての現状を書かせて頂いております。大きな点は以上です。

6 ページの「現状の課題」から、少し丁寧に説明させていただきます。「2.1 河川環境」ですけれども、河川整備が地域社会に貢献している、しかしながら連続性が分断されていると書いております。河川環境が大きく変化していること、生態系に変化があるということ「2.1 河川環境」の大前段で書かせて頂いております。

「2.1.1 河川形状」ですが、ここでは主に連続性のことを書かせて頂いております。淀川大堰上流での低水路の掘削が、水位や流速の変化を小さくしているという指摘もありましたので、ここに加えております。

「2.1.2 水位」におきましては、水位変動や攪乱の減少ということがありますけれども、琵琶湖における堰の水位操作により「生物の生息・生育環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した」ということを、委員の意見もありまして、入れております。そして「例えば」という形で、5月中旬頃から約1カ月、琵琶湖水位を約50cmも急激に低下させる云々ということを書いています。

次に「2.1.3 水量」ですが、淀川大堰から下流の魚道への放流というのは、流況が良好な時期以外は放流を制限または停止していること、琵琶湖に流入する河川においては瀬切れがあること、ダム・堰の操作で中小洪水を貯留したことが、下流の水位変動や攪乱を失わせて生態系に影響を与えること等を書いています。最後に、野洲川や草津川という、河道を付け替えているところで住民等の意見が出されておまして、「河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある」ということを加えております。

「2.1.4 水質」です。水質につきましては、まず、淀川水系各河川の水質は改善されてきており「概ね生活環境に関わる環境基準を達成している」と、「生活環境に関わる」という言葉を加えております。部会でも、環境基準だけでなくさらに高いところをとということも言われておりますので、「しかし」以下のところで「これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善であり、それ以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであった」ということ、或いは現状では、浄水場で高度処理がなされていることから「生活環境に関わる環境基準を達成していることで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である」と書かせて頂いております。

次に、ダイオキシンや内分泌攪乱化学物質のことに触れた後ですが、水質事故という言葉を使わず、「油やその他の化学物質の流出事故」という形で書いています。その下、琵琶湖につきましては県の方で様々な取り組みをされているので、そういった取り組みをしていて湖沼水質保全計画に基づく様々な汚濁負荷削減対策を実施しているけれども、湖沼水質保全計画に定めた目標値を達成するには至っていないということを書いております。その背景として、汚濁負荷物質の対策の遅れ、或いは内湖や湿地帯の消失により「これらが本来持っていた水質浄化機能の低下が考えられる」と、この辺も委員の意見を入れまして、文意を適正化しております。また、大川と神崎川への維持流量に関する記述がないということでしたので、概要のところでも書きましたが、ここでも事実関係を書いています。

「2.1.5 土砂」ですけれども、委員の意見を受けて文意を適正化しております。「土砂採取により」、「河床材料の粗粒化や流路の固定化を招いている」としました。琵琶湖についても、底質の変化を招いているという指摘があることを書いています。

「2.1.6 生態系」のところでは、低水護岸や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路の設置が水陸移行帯を分断しているという認識が欠けているという旨のご指摘もありましたので、その記述を入れています。

「2.1.7 景観」ですが、「高水敷利用施設等の人工構造物」が環境と調和してないこと、或いは景観を損なっている例として「河川区域内への不法工作物の設置や不法投棄されたゴミ」を挙げています。

9 ページでは、「2.1.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」ということを書いています。

次に、「2.2 治水・防災」ですが、「2.2.1 洪水」の「(1) 沿革」では、明治29年の淀川改良洪水以降からのことを書いています。

「(2) 課題」のところでは、「洪水調節のためのダム建設」等の文意の適正化が入っております。ここは、従前通りの記述ですが、高い堤防があって、その直近まで多くの家屋があり、破堤すれば非常にダメージを受けるということを書いてあります。ハザードマップですが、洪水ハザードマップは現時点で確認したところ6市1町でしたので、その通り記述しております。10ページの中段程、ここも記述を変えているわけではありませんが、淀川の洪水の特徴を琵琶湖との関係で書いております。

11 ページ「2.2.2 高潮」ですが、一部の橋梁横断部で所定の高さを有しておらず、陸閘操作をしているということを書いてあります。

「2.2.3 地震・津波」につきましては、河川管理施設の耐震点検、河川敷内の緊急河川敷道路の整備、或いは地震発生時には、水面利用者や高水敷利用者の迅速かつ確実な避難が必要であることを書いています。

「2.3 利水」です。利水については、淀川水系の水が京阪神の約1,700万人の暮らしと経済を支えていること、琵琶湖総合開発事業を初めとした水資源開発で水利用の安定化が図られたこと、しかし最近、水利権量と実水需要量に乖離が生じている等を従前通り書いております。水位操作の関係で水位が下がるところもあるのではないかとのご指摘もありましたので、渇水の記述のところ「沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることに相まって」と、事実関係を明確にして記入しております。

「2.4 利用」です。「2.4.1 水面」では、淀川本川で水面利用の多様化が進んでおり、現在、水上オートバイは摂津市一津屋地区を当面の暫定的利用箇所としてやっているということ、その他、河川ごとの状況を書いてあります。

次ページ「2.4.2 河川敷」ですけれども、河川敷の利用については「高水敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた」という記述になっています。利用形態の全てを記述すべき等の意見もありましたが、それは別の資料で整理させて頂きたいと思っております。またここでは「(2) 違法行為の存在」「(3) ホームレスの増加」「(4) 迷惑行為の増大」といった記述を続けております。

「2.4.3」で舟運、「2.4.4」で漁業に触れておりますけれども、漁業については、文意の適正化の意味も含めて「瀬と淵、湿地帯、ワンドやたまりの減少により、生物の生息・生育環境が悪化しているとともに、河道内の樹林の繁茂により砂州特有の、生物の生息・生育環境が失われている」とさせて頂いております。前にも出てきましたが、溶存酸素のところは底層の水でありますので、底層水という言葉を使っております。

「2.5 維持管理」ですが、日常から河川管理施設の巡視・点検を実施しているが、老朽化の問題があること、また、バリアフリー化等の表現をわかりやすくするため、「バリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である」としています。最後のところ、「その他、昨今の社会情勢を受けてテロの発生に対する危機管理の体制強化が必要となっている」とテロに関する記述を入れております。これは、説明をしていく中で住民から出された意見により加えたものです。

「2.6 ダム」のところですが、ダムについては「社会要請に応えるべく、治水、利水に対し、その役目を果たしてきた」けれども「自然のリズムにあった川本来の水位変動や攪乱が減少する場合も見受けられ、河川の生態系を改変している」等の記述をさせて頂いております。また洪水時のダム管理について、河川レンジャーの活用をというご指摘もあったのですが、それは河川レンジャーのところで触れたいと思います。

「2.7 関連施設」、「2.7.1 淀川河川公園」という形で記述をしております。

17ページから3章になりまして「河川整備の基本的な考え方」です。多少繰り返しになりますが、ご説明させて頂きたいと思います。

淀川下流部の低平地が日本でも有数の人口・資産が集中したところであること、瀬田川、桂川、木津川、猪名川には狭窄部が存在して、その上にも多くの方が生活していること、また琵琶湖があること、こういった特徴を持った琵琶湖・淀川水系であるということです。

1)では、洪水氾濫の頻度は確実に減少しているけれども、連続堤防で守られた地域での破堤による被害の深刻さ、いわゆる被害ポテンシャルが増加し続けているということ、また狭窄部上流が浸水常襲地帯であること、このような上下流の問題を解決し治水安全度を向上することが4つの河川に共通する課題であることを書いております。また、「瀬田川では瀬田川洗堰において操作規則にもとづく操作を行い、下流への流量を調節している」という記述を入れまして、瀬田川の状況が他の狭窄部の状況と異なることを追加しています。

2)では、琵琶湖の生い立ちと、琵琶湖の水が流域の人々の生活や経済発展を支えていること、河川環境の観点から琵琶湖の水位と水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持することを書いています。

3)では、これまで実施されてきた河川整備が河川環境や生態系にも影響を与えているというようなことを書いています。

4)では、あらゆる人間活動が水循環に対して影響を与えているということ、5)では河川敷の利用が環境や生態系に影響を与えてきたことを書きまして、6)で全体を統括しており、「以上のような環境、治水、利水、利用の課題は、相互に関連していることを十分認識して対応しなければならない」としております。各パーツではなく全体で考えていく視点が欠けているのではないかとということで、ここで改めて、それぞれの課題は「相互に関

連していることを十分認識して対応しなければならない」ということを強調しています。これはその後の「流域的視点」ということにつながっておりまして、関連したところが全体で考えていくのだということ、その際は「社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとられることなく、柔軟に見直しを行う」と書いています。

この下に4つの項目について記しておりますけれども、環境、治水、利水、利用という順番に変えています。

環境の部分については、「『生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。』との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る」という中で「この際、『川が川をつくる』ことを手伝うという考え方を念頭に実施する」と書いております。これは環境のところにも前からあった言葉ですが、もう一度、頭に持ってきてしっかり書いてみたということです。

洪水については、ハード、ソフトの両面にわたっての施策をする中で「狭窄部下流の治水安全度を損なわずに上流の安全度の向上を図る」としています。

水需要については「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」として、「図るべく」という形で方向性をはっきりと出させて頂いております。

利用のところでは、利用の促進という言葉が誤解を招くということもあり「環境教育を推進する場という観点も含めて『川でなければできない利用、川に活かされた利用』を基本とする」ということを入れた上で「利用者の理解を得ながら『河川環境を損なう利用の是正』を図る」としています。

19ページからは「4. 河川整備の方針」です。

まず、「4.1 計画策定、実施のあり方」で「4.1.1 対象範囲」ですけれども、本計画の位置付けとして、「本計画は、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第16条の2に基づき、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を対象に定めるものである」と、対象区間が大臣管理区間であることを明確に書きました。「但し、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる」となっています。

「4.1.2 対象期間」では、対象期間を「概ね20～30年間」としており、変わっていません。

「4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携」では、住民との意見交換が継続的に行える機会を設けること、異なった主体間の意思形成のために、行政・住民間のコーディネートを河川レンジャー等の活用も考えていることを書いた上で、指定区間との関係を明確にということで、最後に「特に指定区間の河川整備計画策定については各自治体が行うが、その際、本計画と整合が取れているよう、連携、調整する」という形で書かせて頂いております。

「4.2 河川環境」ですが、最初に方向性を書いています。「淀川水系における今後の河川整備は水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む」と、ここで「固有種」という言葉を入れて「固有種を含む多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を目標として」とし

ております。その下ですが「『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施すること、常にモニタリングを行い、フィードバックをして、同時に関係機関、住民等との連携を深めていくということでもあります。

「4.2.1 河川形状」ですけれども、横断方向、縦断方向の連続性の他に「湖と河川や陸域との連続性」ということを加えています。このそれぞれについて「なだらかな連続的移行を目指す」ということです。また、その中でも簡単にできることがあるのではないかとということで、特に縦断方向について「小規模な改築により改良が可能な箇所は早期に実施し」ということを書いています。その他、許可工作物についても「施設管理者に対して指導・助言等を行う」と記述しています。

「4.2.2 水位」ですけれども、ここでは「治水への影響や水需要の抑制を踏まえた利水への影響」と、利水の方向性として、そうしたことを踏まえた利水への影響を考慮した上で「河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討する」という記述にしております。

「4.2.3 水量」につきましても同様に「ダム・堰等の運用の検討を行う」ということで、同時に水量そのものの検討といたしまして、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において「各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討する」という記述をしております。

「4.2.4 水質」ですが、河川内の浄化対策では限界があり、流域全体での取り組みを強力に進めなければならない中で、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立を検討する」としてしています。そして、環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、「生物指標による目標設定を含む」河川水質の新たな目標を設定してやっていき、各関係機関等と連携を図って「データの共有化を図る」ということです。

「4.2.5 土砂」です。土砂につきましては「山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する」ということです。

「4.2.6 生態系」ですが、モニタリングの実施、縦断方向・横断方向と「湖と河川や陸域との連続性」の確保等を行い、生物の生息・生育環境の保全・再生に努めるということです。

「4.2.7 景観」では、「河川管理施設等の新設及び改築にあたっては」ということで書いていますが、この部分は当然ながら、河川管理者以外が行うものについても助言等を行っていくということと、「不法工作物やゴミの不法投棄については、計画的に是正に努める」ということ、また景観については滋賀県や大阪府の条例がありますので、各自治体の景観保全施策と連携していくということを記述しています。

「4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」ですが、全て同じ工法で行うという誤解もあったようですので「工事の施工を行うにあたっては、個々の地域ごとに生物の生息・生育環境を十分考慮して実施するとともに、従来の工法について検証を行う」という記述を加えています。

「4.3 治水・防災」です。まず「4.3.1 洪水」では、原則論ですけれども、狭窄部の開削及び無堤部の築堤は「下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整

備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う」としています。これが基本方針で、「破堤による被害の回避・軽減を目標として、そのための施策を最優先で取り組む」ということと、少し飛びまして「また、これに加えて狭窄部上流、琵琶湖沿岸等における浸水被害の軽減に向けた整備を行う」としています。

この「破堤による被害の回避・軽減を目標として、そのための施策を最優先で取り組む」というところの中身ですけれども、組みかえています。第2稿の時は「日頃から備える」「洪水時の対応」「流域で水を貯める」という記述があったのですが、「自分で守る」「みんなを守る」「地域で守る」といたしました。また堤防強化対策もやっていくということです。

「破堤による被害の回避・軽減」について、まず「自分で守る」ですけれども、住民1人1人が災害への備えを行わなければならないという、その意識啓発を行って、「自己防衛の知恵と工夫を養うことが大切である」と書いています。そのためには情報を的確に得て避難する必要がありますので「河川情報の住民、自治体、関係機関への提供システムの強化を図る」と。ハザードマップについても、「河川管理者としてハザードマップの作成・普及について自治体を支援する」としています。

次の「みんなを守る」ですが、まず水防団との連携を一層強化するということです。また、「自治会や自主防災組織や各種連帯組織が一層の災害への備えを行えるように支援する。」水防訓練ですとか、「河川情報の共有化やシステムの構築を図る」としています。

3)では「地域で守る」ということで、「洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策における対応等を、河川整備の状況等を踏まえて、自治体と連携して検討する」としております。

4)の堤防強化対策ですが、いわゆるスーパー堤防がどのような場合でもよいということではなく、堤防によって多くの生命と財産が守られている現状においては、当然「ソフト施策を含む洪水を地域で受け止める対策を進める」ことが必要です。一方では既存の堤防の強化を緊急的に実施する必要があるということで、「既存堤防の強化方策として、高規格堤防と堤防補強を行う」と書いています。

そのうち、「高規格堤防」につきましては「淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部の防衛を重点的に」と書いております。「堤防補強」については「緊急な対策が必要な区間においては、堤防補強を実施する」ということです。「緊急堤防補強区間の選定」としまして、全川の実施ではなく、まず緊急的に補強する区間を定めるということで、その選定基準として1)では高規格堤防と堤防補強の両方を満足する区間として、既往最大洪水の場合に破堤の危険が想定される区間、破堤した時に影響が大きい、堤防が高い或いは人家が密集している等の区間、この両方から選ぶとしています。2)は瀬田川、宇治川ですが、琵琶湖のいわゆる後期放流がありますので、長期の高水位による浸透破堤を考慮する区間として瀬田川、宇治川の部分から選んでいくということです。

次に「(2)浸水被害の軽減」としまして、まず1)「狭窄部上流の浸水被害の解消」ということで、長期的には土地利用誘導等の実施が必要であるが、当面の被害軽減処置として、様々な検討をしていくということです。

2)は「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」ですが、これも琵琶湖沿岸の土地利用誘導等の実

施が必要であるけれども、合わせて瀬田川下流及び宇治川の流下能力の向上を図るとして
います。

(3)「一連区間整備の完成等」です。これはごく一部の区間のみが未整備である箇所
に限定して行うということです。具体的な箇所は、5章で書かせて頂いております。

(4)では「土砂対策」といたしまして、「山地から海岸までの土砂収支のバランスを図
る」という視点で、国土交通省もやり、関係機関との連携も図っていくということです。

「4.3.2 高潮」ですけれども、阪神電鉄西大阪線淀川橋梁の改築について「河川整備と
の優先度を十分に判断し、実施する」としてあります。

「4.3.3 地震・津波」ですけれども、地震については堤防の耐震補強、「緊急用河川敷道路
及び船着き場」等について記述しています。津波についても、淀川大堰の津波対策等を記
述しています。

「4.4 利水」ですが、水需要の抑制を第一の方針として挙げるということで、まず(1)
で「水需要の抑制」としてあります。その下の施策がこの方向性であるということです。

狭義の意味の水需要の抑制が1)でして、「水需要の抑制を図るべく、利水者、自治体等
関係機関、住民との連携を強化する」としてあります。2)は水需要の精査確認ですけれども、
当然、現況についてはすぐ確認するということですが、今後の水需要を利水者に精査確認
するということです。3)「水利権の見直しと用途間転用」ということで、転用については、
様々な提案を受けています。この河川整備計画においては現行の制度の中で行っていく
ということで「用途間転用等の水利用の合理化に努める」という記述にしています。4)では、
既存水資源開発施設の再編と見直しを行って、水資源の有効活用を図るとしてあります。

次の(2)「渇水への対応」ですが、平常時の情報交換等による取水調整の円滑化を含め
た施策を実施していくということで考えています。

「4.5 利用」ですが、冒頭に3行まとめを書かせて頂いております。「河川の利用につ
いては、環境教育を推進する場という観点も含めて『川でなければできない利用、川に活
かされた利用』を基本とする。また、利用者の理解を得ながら『河川環境を損なう利用の
是正』を図る」としてあります。

「4.5.1 水面」では「秩序ある水面利用の適正化」、「4.5.2 河川敷」のところでは(1)
で河川空間の特徴を言って、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」という観
点から、「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」と
書いてあります。ここは記述が変わっているわけではありませんが「縮小していくことを
基本とする」と書いてあります。

27 ページ、(2)「違法行為」、「(3)「ホームレスへの対応」、「(4)「迷惑行為」につ
いて書いています。

「4.5.3 舟運」については、舟運復活に対する意見交換を実施しておりますので、字句
を適正にしたということです。

「4.5.4 漁業」ですけれども、「河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・
回復につなげる」と、我々のスタンスはこういうことだということですが、「保護・回復に
つなげる」というところを変えています。

「4.6 維持管理」ですが、維持管理の項につきましては(1)「河川管理施設の機能保持」、(2)「許可工作物」、(3)「河川区域の管理」と、続けて書かせて頂いております。「河川区域の管理」の中に5)として「河川環境の保全のための指導」ということで、河川環境の保全のため巡視を行って不適切な利用に対して指導を行うという記述を加えたことと、6)で、「テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化」ということで、対応を書いております。

「4.7 ダム」ですけれども、「4.7.1 ダム計画の方針」のところについて(1)、(2)、(3)のところの記述は同じですが、部会等の意見の中で、ダム計画が実施された場合も万が一中止された場合も、地域社会を考える必要があるということがありまして、(4)で「ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する」という項目を加えています。

「4.7.2 既設ダム」につきましては(1)から(12)までの項目を挙げて、実施検討項目を書いています。

30ページの「4.7.3 事業中の各ダムの方針」ですけれども、「ダム計画の方針に基づき、これまで事業中の大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては調査検討を行う。調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」ということで、第2稿のダムの説明の時にも申し上げた方針そのままです。

「4.8 関連施策」ということで、「4.8.1 淀川河川公園」については河川整備計画と整合を図りつつ見直していくということを書いています。

31ページの「5. 具体的な整備内容」です。

「5.1 河川整備計画策定・推進」です。「5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うまでの措置」として、「随時進捗を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする」と書いております。また「淀川水系流域委員会は進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続する」ということで、流域委員会の継続を書いております。

「5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携」ですけれども、まず「(1) 情報の共有と公開及び意見交換」で、「住民と河川管理者が互いに『知っていること』や『心配していること』を共有することから始まる」ということで、継続的に対話を行っていくということです。具体的には、情報公開を充実させる、できる限りわかりやすい説明の仕方をするということを書いています。

次に、「(2) 住民との連携・協働」ですが、「住民及び住民団体や地域に密着した組織との連携事業や河川に係わる人材の育成支援」や、環境教育の推進等を書いていまして、「地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する」と書いています。

河川レンジャーについてですけれども、資料3-1 補足の3ページに河川レンジャーのイメージを改めて載せています。河川管理者や国・自治体とお互いに助言・支援する関係にあり、河川レンジャーは河川利用者、住民、自然保護団体、NPO と介在していくといったことであって、河川レンジャーの活動例として、文化活動、自然保護活動、河川管理活動

の支援等を記述しておりますが、実際には、今後の試行を通じて検討をしていくということです。

洪水の際の避難に河川レンジャーを活用するというような意見もありましたが、その辺も含めて、宇治川の方の懇談会を始めさせて頂いているところです。検討の中では、どういった権限、或いは責任を持つのか、また報酬をどうするのか、等についても考えていかなければならないので、試行を通じて検討をしていくと考えておまして、河川整備計画そのものの記述はこういう形にしています。

32 ページですが、「(3) 自治体、他省庁との連携」を行っていくということです。

「5.2 河川環境」です。河川環境についてモニタリングをするということと、関係機関と連携して、分散しているというご指摘もありましたので情報を一元化し、その結果を公表していくということです。また、「(2) 河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する」と、保全・再生の指標ということ意識しています。

「(3) 河川管理者以外のものが管理している施設についても」「指導・助言等を行う」としてあります。

「5.2.1 河川形状」では、「(1) 横断方向の河川形状の修復」として、実施8カ所、検討7カ所、書かせて頂いております。「(2) 縦断方向の河川形状の修復」では、落差工において、実施が1カ所ということです。その他の検討を2)に書いていますが、中でも小規模な改築で改良が可能なものについては早急を実施するというので実施を書いています。3)では本川・支川合流部についての検討を3カ所、4)では各河川での既設ダムにおいての検討を挙げてあります。また、項目として「(3) 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復」とあり、「琵琶湖家棟川」、「内湖・湿地帯復元のための調査・試験施工」というのは、第2稿でも同じ記述があるのですが、項目の場所を変えています。また「琵琶湖及び流入する河川の間の連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する」としてあります。

「5.2.2 水位」ですけれども、(1)大堰、(2)洗堰についてそれぞれ水位操作の試験操作をやっていくということです。また、「(3)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する」ということで、2稿で丹生ダムと大戸川ダムのみが記述されていましたが、ダムの説明の時にも出てきましたように、洗堰の水位操作や、関係者と連携した水需要の抑制が関わってきますので、1) 2)で追加しています。5)では淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川の維持流量の検討ということも入れてあります。項目としては「(5) 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復」を入れてあります。

「5.2.3 水量」につきましては、試験操作を踏まえて適切な運用を検討するということです。(2)では、「河川環境上必要な水量を検討する」ということですけれども、特に瀬切れの問題が生じている猪名川、野洲川、草津川、姉川、高時川、それ以外のものとして、淀川大堰下流、大川、神崎川について、早急に必要な流量の検討をやっていくということです。

「5.2.4 水質」です。「(1)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討」ですが、現在の水質汚濁防止連絡協議会における取り組みのところでは、農村集落排水事業

というのを委員の指摘もあり加えております。「流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして」、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）を設立するという事です。

補足資料3-1の4ページに「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の考え方」というものをつけています。このメンバーについてもこれから検討していかなければならないのですが、住民との関わりについては、どういった住民の方に入って頂くかという時に、1つは「住民活動に詳しい有識者」と書いています。基本的には水質チェック等の活動をされている方に入って頂いて、そこから様々な住民の方々に広がっていくのではないかと思います。いきなり住民の代表の方というのだれが代表だかわからないですけれども、実際にやっている方に参加して頂いて、そこから広げていくということで、今のところ考えております。

この水質管理協議会の設立に先立って、河川管理者として実施していく取り組みとして、1) 2) 3)と挙げております。「(2)琵琶湖の水質保全対策」ですけれども、この中では、3)で、琵琶湖については琵琶湖北湖の底層の水質の話が重要ということで、「琵琶湖北湖の底層の水質の状況を把握するための調査に、滋賀県と連携して取り組む」としています。(3)では「ダム湖の水質及び放流水質保全対策」を書いています。また、「(4)河川の水質保全対策」ですが、ここに地下水の話を入れて、自治体と連携した地下水水質調査を継続実施するという事を書いています。

「5.2.5 土砂」ですが、「山地流域から沿岸域に至るまでの総合的な土砂管理方策について検討する」ということで、具体的には、「土砂移動の連続性の確保」の他に、砂防施設として瀬田川と木津川の砂防施設の整備と維持管理を書かせて頂いております。

「5.2.6 生態系」につきましては、基本的に「5.2.1 河川形状」、「5.2.2 水位」、「5.2.3 水量」で掲載した内容であり、掲載されていなかったものについてここに記述しております。

(2)は外来種対策の推進ということで、2)で「外来種の減少を目的とした」と、目的を明確に書いております。3)では、「関係機関や住民及び住民団体と連携しながら外来種対策を実施する」としています。

「5.2.7 景観」ですが、「周辺環境との調和に関して検討」という中で、大阪府の条例、滋賀県の条例といった自治体の条例との連携、自治体との連携を書いています。また、河川管理者以外が実施する構造物の許認可に際しても指導・助言ということを書いています。

「5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」では8項目挙げております。

「5.3 治水・防災」です。「5.3.1 洪水」で、「破堤による被害の回避・軽減」ということで、先ほど申し上げましたように、今回、「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」としてあります。「自分で守る」という中に以下のものをあげています。「意識の啓発」「情報提供」「住民やマスメディア等への洪水情報提供」、これはリアルタイムで提供するといったことや地下空間の利用者や管理者への情報伝達体制の整備等です。「浸水実績表示」「浸水想定表示」「避難誘導等体制の整備」ということで、ハザードマップについて自治体を支援する、地下空間の管理者等を支援する、災害弱者の被害について自治体を

支援するとしています。「避難訓練等」「情報伝達体制等の基盤整備」、光ファイバー網の整備といった基盤整備がここに入るとしております。「2) みんなで守る」の中では、

で水防団との連絡を密にして支援の方策等を考えていくということ。「防災機関との連携」で、水防計画であるとか、洪水予報を協働で発表するといったこと、「広域防災施設整備対策」、防災ステーション等の整備ということです。「災害対策用車両の搬入路等の整備」、「非常用資機材の備蓄」、「排水機場運用の検討」ということを書いています。

「3) 地域で守る」では、「土地利用の規制・誘導」で、「氾濫原における土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する」ということです。「建築物耐水化」、これについても各管理者を支援していくとしています。「流域内保水機能、貯留機能強化」ということで、「保水機能の保全」と「貯留機能の強化」と「都市計画との調整」を書いています。

「4) 堤防強化対策」ですけれども、「高規格堤防」につきましては、淀川本川で整備中のところを継続して実施することを中心に書いています。「堤防補強」の方では、4章で申し上げました基準に従って、「緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長」ということで、緊急に実施するところを決定するための調査をやる延長が、淀川 39km、桂川 6km、木津川下流 13km、木津川上流 1km、猪名川 5km、宇治川 27km、瀬田川 3km で、この具体的な場所はまた別に示させて頂きたいと思っております。この実施にあたっては、現地に即した具体的手法を「淀川堤防強化検討委員会」で決定するとしています。

「(2) 浸水被害の軽減」ですが、「1) 狭窄部上流の浸水被害の解消」ということで、保津峡上流の浸水被害対策として、日吉ダムの治水強化を検討し、保津川上流の河川管理者である京都府と調整するということです。「木津川上流」については、上野遊水地の継続実施と、川上ダム等流域内貯留施設についての検討ということです。「猪名川」については一庫ダムの治水機能強化を検討し、銀橋上流の管理者である兵庫県と調整ということです。「2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」として、宇治川、瀬田川の施策を書いています。それと、ここで瀬田川の洗堰の高水位の放流能力の増強のためのバイパス水路の活用について、関係機関との調整で必要な施設の改良の実施ということを書いています。

「(3) 一連区間整備の完成等」ですけれども、これも限定して実施するとしたものでして、場所としまして、の淀川や隠元橋、の桂川の天下津地区、木津川の小谷地区、猪名川の川西、池田地区、芥川大橋、大津放水路、草津川ということです。なお、の淀川本川についての阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期を検討するとしています。

「(4) 土砂対策」、山地から海岸までの土砂収支のバランスを図るということです。

「5.3.2 高潮」につきましては、阪神電鉄西大阪線橋梁について、河川整備の進捗状況を踏まえて改築時期を検討するとしています。それと、(2) で陸閘操作の時間短縮を挙げています。

「5.3.3 地震・津波」につきましては、地震について、緊急用河川敷道路や、緊急用船着場等の整備、或いは大堰開門の設置について検討ということを書いています。「(2) 河川管理施設の耐震対策」については、淀川下流、或いは瀬田川・宇治川について。瀬田川・

宇治川については、琵琶湖の後期放流による長期の洪水が継続する区間について、通常、地震と洪水が同時に起こることについて、考えなければならないわけですが、瀬田川・宇治川については後期放流を長期間行っておりますので、耐震補強を検討し実施するとしています。その他、堤防以外の河川管理施設の補強、津波対策について記述しています。

「5.4 利水」で、「(1) 利水者の水需要の精査確認」です。これは、現状の実績については当然今すぐということですが、今後の予測に、水需要の抑制策がどう含まれているかもチェックしているということで、「利水者の水需要(水需要実績、需要予測(水需要抑制策を含む))と、どのような水需要抑制策が入っているかも含めて需要予測についてチェックしていくとしています。節水機器の導入をどう考えるか等になるかと思いますが、そういうことをチェックしていくということです。

「(2) 水利権の見直しと用途間転用」としまして、大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道について書いています。また、農業用水の慣行水利について、実態把握と許可水利化を書いています。(3)では、既設ダム of 効率的運用を行っていくということを、検討する部分と行っていく部分ですが、書いています。(4)で、渇水対策会議の平常時版といいますが、「水需要の抑制策も含め、総合的に検討するための組織へ」としています。水需要抑制が方向性であることを明示しています。

すみません、資料3-1補足の説明で1つ抜かしていたことがありました。住民との関係として一連で見て頂きたいのですが、5ページ「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」の方には、住民を入れています。ここの住民は区長や町内会連合会の会長といったイメージの住民です。

6ページが「『渇水対策会議を改正した組織』の考え方」ですが、ここに住民というのは、「住民活動に詳しい有識者」ということで、先ほどの水質のところと同じような感覚で、節水に対して具体的な取り組みをしている住民といった方に入って頂いて、そこから広がっていくのではないかとということです。そういう意味の住民を、この「渇水対策会議を改正した組織」の中に参加して頂くということで、「水需要抑制の実践者等の有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする」としています。

「5.5 利用」ですが、「5.5.1 水面」について、秩序ある利用を実現するための水面利用協議会等の組織の活用ということで、水上オートバイの利用規制については、当面摂津市一津屋地区での限定を続けて調査を継続するという事です。また(2)で瀬田川の既存の棧橋・係留施設の集約・共有化のための瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置ということを書いています。(3)ですが、カヌーや手漕ぎボートの利用を実現する。(4)人材育成の支援や、環境促進ということで書いています。

「5.5.2 河川敷」で、「河川敷地占用許可施設」の中に、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、河川保全利用委員会(仮称)を設置と書いていますが、資料3-1補足の最後のページに「河川保全利用委員会(仮称)」と書いています。基本的にこの委員会は学識者と沿川自治体で構成されます。沿川自治体というのは、全体的見地から府県とすること、環境分野、都市計画分野の学識者と、沿川自治体、府県の環境部局と支部

局がよいのではないかとということで考えておりました、これは地先の話になると、自治体がまさに申請者であったりすることもあるのではないかとということです。

この住民というのも、まさに住民代表、だれがということになるかと思えますけれども、まさに地先の話になると、その方が申請者であることも、その方の属している団体が申請者であるということも踏まえて、個別の事情があるかと思えますので、地域住民の参画方法について、委員会で意見をとりまとめるということで、一律的に住民代表というのではないのではないかと、今の時点では考えております。後は、「(2) 違法行為の対策」、「(3) ホームレスへの対応」、「(4) 迷惑行為の対策」と書いています。

「5.5.3 舟運」、河口から枚方及び大塚船着場までの行路の維持と有効利用ということを書いています。

「5.5.4 漁業」ですが、基本的な考え方は4章で申し上げた通りですが、漁業に関連する環境の中で特に関連する話として(4)で土砂動態、土砂の話、(5)で水量の話を再掲載しております。

「5.6 維持管理」では、「(1) 河川管理施設の機能保持」、この中には「歴史・文化的価値のある施設の保存」ということも入っておりますが、そういったことです。「(2) 許可工作物の適正な管理」、「(3) 河川区域の管理」ということで、この中では4章と同様に5)6)でそれぞれ「河川環境の保全のための指導」と「テロに対する危機管理対策」というのを加えています。

「5.7 ダム」ですが、「5.7.1 既設ダム」については、13項目にわたって、実施、検討項目を整理しています。第2稿からの変更点といたしましては、(6)で、土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、その障害を軽減するための方策を検討するということですが、この改善を図る場合においても下流、河川環境への影響を調査した上で、下流への土砂供給を実現する等の文章を加えています。

54ページ、「5.7.2 各ダムの調査検討内容」です。大戸川ダムから書いていますけれども、先ほどの議論にもありました、「有効」という言葉ですが、これは、ダムのパーツに対して有効であることを言ったわけではなく、ダム全体についての総合的な評価ではありません。

そういった意味でも、調査検討の項目がついていまして、各ダムにつきまして、調査検討の項目の頭に、代替案に関して、さらに詳細な検討を行うということを加えています。ですから、これらの項目を調査検討した上で、代替案についてもさらに詳細な調査、検討が必要であって、それぞれの調査検討を行った後で、ダムの全体としての必要性がチェックされるということです。個別のダムの利水についても、調査検討項目に含まれておまして、それらの結果が出た後で、総合的な判断があるということです。決して、ダム建設を前提とした形で書いているわけではありません。

文章としては、「1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う」ということと、4)でダム周辺やダム下流に与える、いわゆるマイナス的な影響の部分を強調して書かせて頂いています。

「(2) 天ヶ瀬ダム再開発」につきましても、ある一定のパーツに対して有効であるということですが、琵琶湖沿岸の土地利用誘導も検討しなければならないということも

含めて書いています。

川上ダムにつきましても、代替案についてさらに詳細な検討を行うということがまずありまして、デメリットも含めてダム下流に与える影響等の諸調査も行っていくということです。

丹生ダムについても同様に、琵琶湖に与えるデメリットも含めて調査検討していくということです。その後、材料が出そろった時点で最終的な判断があるということです。

余野川ダムについても、調査検討の項目について、1)で代替案について、さらに詳細な検討を行うということを加えております。最後に5.8の関連施策については、淀川河川公園で、河川整備計画と整合を図りつつの、河川整備計画との整合性についてうたっております。

長くなりまして申し訳ありませんでした。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

只今、河川整備計画原案についてご説明頂きました。これについては今後各部会で十分検討していく必要があるわけですが、本日は限られた時間ではありますが、休憩をとりまして、その後50分くらい、重要な点について、質問・意見を述べたいと思います。

皆さまお疲れでしょうから、ここで20分くらい休憩しまして、その間、申し訳ありませんが、委員の方には控室にお集まり頂いて、どういうことについて質問・意見を述べるかについて検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、再開を4時35分とさせて頂きたいと思います。時間までに席の方にお戻り頂きますよう、よろしくお願いいたします。

委員の方、控室にお移り頂くよう、よろしくお願いいたします。

〔休憩：16：11～16：38〕

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、お待たせいたしました。只今から審議を再開いたしたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

どうも皆さまお待たせしました。これから討議に入りたいと思います。先ほど、国土交通省、河川管理者の方から原案の説明がありまして、それについてこれから50分くらい、質問を中心として、我々の意見を述べたいと思います。もちろん、今説明されましたものについては、これから各部会で十分検討していくということで、まだ今日は、我々も消化できていないところもありますので、質問が中心になるとは思いますけれども、よろしくお

願います。それでは、皆さま自由にお願います。

米山委員

単純な言葉の説明を伺いたいのですけれども、30ページ「4.8.1 関連施策」で6)「利用者のニーズを踏まえたユニバーサルデザイン」と書いていますが、これはどういう意味ですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

ニーズと、あとは公共的といいますか、一般的といいますか、ある意味だれにでも受け入れられるような、広い合意が得られるようなデザインです。

吉田委員

1ページに、「河川整備計画は、淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き」と、かなり簡単にまとめています。第2稿では、住民団体や関係機関等の言葉が使われており、こういう人はここに入るのだろうかということがもう少し感じられました。それを全て住民という言葉で全てくくってしまってよいのかと思っております。伺いたいのですが、例えば自然保護団体は、このように3つに分けてしまった場合、どこに入るのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

「住民」か「等」か、どちらかに入ります。

吉田委員

「等」というのはちょっと。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

資料3-1補足にあります河川法の解説で、「学識経験者」「公聴会の開催等による住民意見の反映」「地方公共団体の長」となっていますけれども、学識経験者に対応するのが基本的には淀川水系流域委員会だと思います。公聴会の開催等による住民意見の反映というのが住民の方で、地方公共団体の長のところが自治体という並びで書いているのです。

吉田委員

第1稿の時にも、日本野鳥の会の京都支部が、自然保護団体という名前を入れて欲しいと言っていました。私も特に自然保護団体だけ書くというのはどうかと思っていましたけれども、今日の説明を聞いていますと、「住民」という中に、ある部分では区長のような住民代表の方が入っていて、別の部分では、水質調査に関わっているような、ある専門的な活動を行っている方を意味しているということで、同じ言葉が様々な方を意味するということが理解しかねます。そのうち1人歩きして、区長が入っているからよいなどということになると思います。けれども、区長というのはある意味では、自治体の末端という意味

合いも持っており、より積極的に河川環境に関わってきた住民団体が疎外されてしまうのではないかと心配です。

河川レンジャーに関しても、河川レンジャーをつくるということは賛成ですけれども、河川レンジャーというものに関しては、例えば河川環境のアドバイザーという制度も関東の方では行われてきていますが、それに対し、行政に対して批判的な意見を言う団体からは選ばれないという悪口も聞きます。そういう意味で、批判的な意見を言う団体も入れて大事にして頂きたいのです。自然保護団体は、長良川河口堰問題の時から、河川行政には辛口の文句を言ってきました。地元からは、あなたたちは住民ではないではないか、住民でもない者が意見を言うてどうするのだと言われてきましたけれども、住民でもない、自然環境を代表する人たちがこの河川環境に意見を言ってきたからこそ、河川法も変わり、またこのような話し合いの場が設けられてきたのだと思います。

そういう団体がどこに入っているのか、区長と一緒にいるのかわからないという河川整備計画はよくないのではないかと思います。言葉をまとめたために、何がどこに入るのかわからなくなってしまったというところに、私は懸念を持ちます。一度できてしまうと1人歩きしますから、ここは自然保護団体を入れなくても、区長が入っているからよいということになってしまうのではないかと懸念を強く感じます。

芦田委員長

これに関しましては、住民参加部会が様々な詳しい検討を今しておりますので、それを参考にして頂ければよいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私の資料 3-1 補足における説明の仕方が悪かったために混乱があるかと思いますけれども、河川整備計画基礎原案では、35 ページの水質のところでは、「水質特性に詳しい学識者や住民活動に詳しい有識者が参加した」と書いてあります。47 ページの水需要のところでは、「水需要抑制の実践者等の有識者」と書いています。補足の部分で申し上げましたのは、住民の参加のスタイルとして、こういう人たちにまず加わってもらってはどうかという意味で申し上げたつもりでして、文章表記としてはそういう形になっております。

谷田委員

1 ページで、「今後 20 年から 30 年に実施、或いは検討する具体的施策をとりまとめ」となっています。この「実施」はわかるのですけれども、「或いは検討」というのは大変幅が広いですね。100 年先にやるとしても検討対象にはなるので、少し区切りをつけて頂いた方が、具体性があってよいと思います。

また、3 つめの段落ですが、「『実施』とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う」とあるのですが、これには事業効果のモニタリングも入りますね。それだけ確認です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

「検討」についてですけれども、従前からお示ししている整備内容シートのスケジュールで、検討はこれくらいの範囲だという1つの目安を書いています。また、モニタリングは当然その事業効果も含めた形になります。

谷田委員

検討が特に問題になるのは、今回も問題になっていますダム計画だと思います。ダム計画の検討が20年30年懸案というのは、遊水地もそうですけれども、地域住民にとっては非常に辛いことなので、実施なのか、延々と検討を続けるのかという仕切りをきっちりつけた方がよいかもしれません。

芦田委員長

これは、20年30年の間に実施することを目標とするのではないのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ダムについては、5ダムの状況で違いますけれども、めどとしては1、2年ですということをお先般も申し上げております。

本多委員

ダムと、河川レンジャーのことと2つあります。

まず、31ページ、河川レンジャーですが、試行しながら検討を行うとされています。しかし、河川整備計画の一環としてやられることですから、事前にそういうことを理解して頂くために試行する前に決めておくことと、実際に任命した人たちと一緒にやりながら決めていくことがあると思います。個々の環境教育の得意なことだけをやって頂くというものではないと思いますので、そういう段階を踏んで頂くことが重要ではないかと思います。

もう1つはダムについてですが、先ほど村井調査官の方からも、有効という言葉が出てきました最終的に結果が出てトータルの時点で判断するというをおっしゃっていたと思います。その時に使われる有効という言葉と、現段階で検討している時の有効というのは、混乱するので、例えば効果がある等の言葉と使い分けて頂くと誤解がないのではないかという気がいたします。

またもう1つ質問なのですが、29ページ、今回新しく出てきました「ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する」ということについて、詳しくお話をお伺いできたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

芦田委員長

お答え願います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

3点のうち、2点目の言葉の問題ですけれども、我々は有効だという言葉はその意味で、全体のということではなくてそれぞれのパーツについて有効であると、ダムとしての総合的な評価はその後であるから、調査・検討と書いてあるという考え方で記述しております。

3点目のダム水源地の活性化ということについては、部会の議論の中で出てきたことで、ダム計画が実施されるにしても、万一中止されるにしても、活性化が必要であるということを書いてあります。その地域社会をどうしていくかを考えるべきというご意見がありまして、それを踏まえて、その場合事業者である我々河川管理者サイドでできることと、我々だけでできないことがありますので、関係機関と連携してそういうことを検討していくということを書いてあります。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

河川レンジャーにつきましては、本多委員おっしゃる通り、何でもやりながら考えればよいということではなく、ある程度方向を決めながら、動きながら考えていくことと私も思っております。そういう意味で、今回淀川河川事務所の方では、具体的に伏見を対象にいたしまして検討会を既に発足しております。その中で議論して決めていくべきものは決めて、それを踏まえて任命した方に試行していってもらいたいと思っております。

なお、その検討会がこの流域委員会とあまり方向がずれてもよくないので、流域委員会からも今本委員、川上委員、嘉田委員、山本委員にこの検討会に入って頂いて、アドバイスを頂きながら進めていきたいと思っております。

本多委員

吉田委員もおっしゃっていたけれども、どういう人を任命する、或いはしないのか、批判的な人は外すというような話が先ほどありました。この任命ということですが、どのようにお考えなのでしょうか。例えば公募ということもされるお考えなのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

これは、検討会において議論していきたいと思っておりますけれども、ただ単に公募をしたらよいというものでもないと思っております。河川レンジャーにつきましても、非常に多岐にわたるものですので、スーパーマンのような方がおられて、その人なら全部河川レンジャーのことをやってくれるというものではないと思っております。そういう意味において、今の検討会の中で、いわゆる任命といいますが、試行する人の選び方も含めて検討していきたいと思っております。

細川委員

1ページ目、「はじめに」で、第2稿では「流域委員会の意見を踏まえて」とされていたところが、今回、「淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き」と変更されています。これは当然のことと思っておりますけれども、現時点では、流域委員会の考えと住民や自治体の考えと一致しない事業が多くあると思っております。このように横並びにしまうと、

河川管理者としては、住民や自治体の意見と流域委員会の考えとが整合しなかった場合、どのように対応されるおつもりなのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

我々としては、流域委員会と、住民と自治体との意見を聴いていくということ、この3本柱というのは従前から申し上げておりまして、意見を聴いて、判断は河川管理者がいたします。

山本委員

先ほどの本多委員、谷田委員のご質問とかぶっているのですが、1ページの「はじめに」で、「今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い、検討・見直しの結果がでた時点で」云々とあります。「検討・見直しの結果がでた時点で」という言葉が加わっていますけれども、この中身がよくわからないというのが1点です。

事業の大小ということがあると思いますけれども、今まで実施とおっしゃっていた事業が検討・見直しになったこと自体社会的な影響が大きい問題もあるわけです。またその結果が出た時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上で決定するというのは、その検討・見直しの結果が出る時点までは関われないということではなくて、やはり外からの意見を聴いて頂かないと駄目だと思います。これからファシリテーターをお願いして、話し合いもなさっていくようなので、そういったことは含んでおられるとは思いますが、ここはよくわからない点です。

関連しまして、先ほどの29ページの「4.7.1 ダム計画の方針」の(4)に「ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する」という一文が入っています。今まで心配していたことや、今言いましたようなこと等を考えますと、やはり待てない問題がたくさんありまして、見直し・検討になっただけで非常に大きなストレスを抱えている地域もあるわけです。

ここは、検討するになっているのですが、具体的に何をなさるのかという部分を、もう少し充実していけたらよいというのが私の印象です。流域委員会の方でも、こういう問題が話し合っていけたらよいと思っております。

もう1点のご説明の仕方です。例えば26ページの「4.5.2 河川敷」のところで、調査官の方からは「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」というところを読まれましたけれども、その後の5行、「しかしながら」というところは飛ばされたと思います。もちろん、短い時間の中でご説明頂く場合そういったこともあるのですが、例えば個票の方でも、説明をするのに図表を用いられていて、フローチャートで矢印が書いてあっても、矢印の中身が何かよくわからないわけです。

申し上げたいのは、簡単に説明する、簡単にわかりやすい情報公開をするということにバイアスがかかって欲しくないということを申し上げたいわけです。今日のご説明でも、「4.5.2 河川敷」のところを聞きますと、変わった部分があるのかなと思いますけれども、書かれていることというのは、殆どここでは変わっていないということですね。これから

ご説明とか情報公開をされる時に、そういった点を希望したいと思います。

塚本委員

2点あります。地域別部会の中で、川上委員がチャレンジしてくれとおっしゃって、それから今本委員が、治水の限界を表現されて、その次がということをきちんと出しておられます。住民参加部会の方も、まだまだ問題点をやっていけないといけないという段階です。そこで、私は基本に戻りまして、ダムも様々な川も見て歩きました。河川管理者は、河川だけではできないと申されました。それからもう1つ、被害ポテンシャルを軽減するという、この基本があります。そこをつきつめていけば、農林水産関係、土地所有はそれぞれの私有地ですので、地域住民、流域住民として、どういう良好な関係を持つかということができます。地方自治体自身も各分野があります。河川だけではありません。住民というのはどういうものをもう少ししっかり、明確にしていかなければならないところはありますけれども、住民がつかないでいけるということがあるわけです。ですから、河川の中だけでやるのではなく、協議ということで、住民も、農林水産省も、農業関係者も入ったものをどのように構築していくかということは、ダムも含めた、様々な面での限界を超えて、流域対応をやっていけるものであるということをもう少し協議したいと思います。

もう1つ、こうして流域委員会が出てきたことは本当に良いことです。そして、第1稿以降、細かい具体的な検討が必要だということで部会に分かれました。けれども、それで失ったというか、マイナスになった面として、こうして本当に討議ができない、お互いに行き来ができないということがあると思います。ですから、私は提案したいのですけれども、各委員が基礎原案を本当に精査して、そしてお互いに討論し合う勉強会を2回くらい、朝は2時間、後半は3時間くらいで具体的にやってみたいと思います。そうしないと、次に出てくる計画案が、よりよいものにならないのではないかと思います。

田中真澄委員

水質のところ、簡単なことなのですが、お尋ねしたいのです。21ページ、上から6行目、下にアンダーラインが入っているところです。「河川、湖及びダムの環境基準を達成することを目標とする」と書いてあります。これは何か定めた目標値があって、この部分が新しく加わったのでしょうか。

もう1点ですが、29ページの「4.7ダム」についてです。(1)(2)(3)のどこにも住民参加が出ていないということは、大きな欠点ではないかと思えます。特に(2)においては「妥当と判断される場合に実施する」という、この「妥当」もやはり社会的合意、或いは住民参加の声が反映され、意見が反映され、それが確立された上でという、そういうプロセスをきちんと書くべきではないかと思えます。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

1点目の環境基準の話ですけれども、これは河川なら河川、湖沼なら湖沼で、環境基準が、それぞれの地域、或いは区域を区切って設定されていますので、それを目標とするこ

とにとどまらずという意味です。

2点目ですけれども、基本的にこの計画自体が、流域委員会、住民自治体から意見を聴いてつくっていくという形の中でやっていくものであると考えておりまして、まさに最初の部分からそういう形のことを書いています。

荻野委員

利水という点については、つくっていただいている対照表で、4章、5章を見て頂いたらわかりますように、第2稿と基礎原案は、殆ど同じです。6月20日の第2稿と9月5日の基礎原案を比べて頂くと、何も変わってないと理解してもよいのではないかと、というくらい同じなのです。我々はこの間に、第2稿と流域委員会の提言との間の乖離が一番大きいのが、利水部会であると指摘を受けまして、利水部会としても検討会を重ねまして、とりまとめ案でも、様々な指摘や意見等を申し上げてきたつもりです。

それにもかかわらず、利水部門がこの3カ月間何も進歩しなかったというのは、強い疑問を感じます。特に、計画中のダムについて水需要の精査確認をすると1行だけ書いて頂いているのみです。精査確認が終わるまではダムはできないし、判断もしにくいと思います。特に丹生ダムは1億m³の利水容量をもったダムです。その精査確認をどういう形でどのようにやるという仕組みも見えてきませんし、この3カ月の間どのように河川管理者の中で論理的な展開をされたのか、基礎原案では何にも書いていません。

我々が一生懸命やったのは徒労に終わっているかと思われれます。或いは、先ほど村井調査官がおっしゃったように、水需要管理がよくわからないということがそもそもの出発点かも知れません。そうだとすると、もう1回、利水部会で水需要管理からきっちりと議論しながら、整備内容シートには3カ月間の発展過程といいますか、どこがどう変わったのか、きっちりと見せて頂きたいと思います。

以上です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

利水の点、確かにご指摘のところはあると思いますが、申し上げましたように、我々としては、水需要抑制というのを頭に持ってきたということです。ここは1)から4)までありますけれども、これらが水需要の抑制だということで、改めて頂立てを変えて書かせて頂きました。

様々な議論をさせて頂く中で、利水のパーツが一番書きにくく、気持ちはどこにあるかわからないということがありまして、まず水需要の抑制ということ(1)で頭に持ってきて、書かせて頂いたというところです。

それと、もちろんそれは、何度もダムの話について申し上げておりますけれども、当然、水需要については、ダムに乗るか乗らないかという確認をしなければ、ダム計画ができないことは明らかです。様々なこと的前提となるものであり、貯水池の運用等もそれにより変わってまいりますので、やっていかなければならないことは重々認識していますが、今の時点で書けるとすると、水需要の精査確認という言葉になってしまうということです。

川上委員

水質に関してなのですが、20 ページからと 49 ページに「総負荷量管理」という言葉が出てきております。これは 1 月に委員会から出しました提言の中で提案をしたことを採用して頂いたわけで、これは評価しているところです。今、水質基準を設定しておりますのは、環境省と厚生労働省かと思いますが、権限の関係で、河川管理者は独自の水質基準を設定することは難しいという議論を今まで続けてきたわけです。ここで「総負荷量管理」という言葉を明確に入れて下さったということは、河川法の改正によって、河川環境の保全が河川管理の目的になったことで、河川管理者も積極的に水質の管理に乗り出そうということ宣言して頂いたのではないかと期待しているのですが、そのところを明確にお話して頂けるとありがたいです。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

これは別段、水質だけの話ではないですけれども、特に水質はということになるかもしれません。河川での対策というのは、特に水質は、端牌という言葉は悪いですけども、そういう状況ではあるので、流域全体で取り組まなければならないことは重々認識しております。皆さまに呼びかける時に、当然、総負荷量管理ということを考えなければならないという前提のもとで、ものを始めなければならないと思っています。その意味を込めて、物質循環ということを把握した上で、それぞれのところで対策を打っていかなければならないという議論になれば、望ましいとは思っております。

今ここでは、総負荷量管理を諮る、そういったことを諮っていく協議会の設立を検討するというその協議となっております、川上委員の思いと違わないと私自身は思っております。

川上委員

河川の水質を改善するためには、流域の面源負荷対策等を実施する必要があるということから、流入の総負荷量管理をと、我々は提案したつもりです。

寺田委員長代理

利水の基本的なところで、まず端的に質問と、あと少し意見を言いたいと思います。

先ほど荻野委員が言われました、利水の部分に関して、委員の中でストレスがたまっているのは何かといいますと、要するに、河川管理者の方の基本的なスタンスが基礎原案に出てないということなのです。河川整備計画というのは、河川整備計画の内容を具体的に明らかにするということが非常に大事です。しかしさらに大事なことは、基本的な考え方を明確にメッセージとして出すということだと思います。ところが利水の部分は、残念ながらそれが出てこないのです。

今回、先ほど村井調査官がおっしゃったように、25 ページの利水のところで、河川整備計画の方針として、大きな「水需要の抑制」というタイトルを持ってきて、そして具体的

な内容をお書きになっているのだけれども、何のための水需要抑制かということについての考え方が、どこにも出てきていないのです。

ですから、先ほど淀川部会の報告でも申し上げましたけれども、我々が言わんとしているところは、何故水需要抑制なのかということです。何故水需要管理かということは、基本的にはダムを中心とした、施設を中心とした水資源開発には変わらないということです。ゆえに、今度は何でやっていくかということ、水需要管理でやっていくのだと、我々は言っているわけです。そういう基本的なところについての考え方が示されていないのです。抑制をやりますということで大いに結構なのだけれども、その一番基本的なところのスタンスが出てないがゆえに、いらいらしてしまうのです。

要は、少なくともこの淀川水系に関して今まではもう十分に協議をしています。従って、新しい水資源開発は原則やりませんということを、明確にメッセージとして打ち出すことが私は必要だと思うのですけれども、そういうスタンスがあるかないかなのです。

どういう形で水需要を管理していくかということが重要になってくるということから、初めて、今回お書きになった様々なことが意味あるものになってくると思います。ですから、お尋ねしたいのは、少なくとも近畿地方整備局においては、淀川水系においては、新たな水資源開発は原則もうやりませんというようなスタンスで、基礎原案をおつくりになっているのかどうか、その辺を明確にして欲しいと思いますが、いかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

スタンスが明確でないというご指摘ですけれども、従前から、水需要のお話の時に、まず転用だという話がでてきていました。寺田委員からのご指摘からすると、それは依然として供給サイドの話なのかもしれませんけれども、我々としては、まずその転用をやっていくのだという姿勢を出しているつもりです。

寺川委員

先ほど荻野委員がおっしゃったのですけれども、今日の基礎原案に期待していたのですが、全体としては大して変わってないと思います。

今日、こちらからも意見を出して前半様々な話がありましたけれども、本来ならば、そういった部分を委員会、或いは検討会等の議論の中で、河川管理者も聞いていたわけですから、それが反映されて出てこないといけないと思います。でなければ、先ほど日程の発表がありましたけれども、先が11月か12月ということになりますと、もう僅かになっているわけですね。一体、では、我々が今日出した意見はどのように反映されるのか、非常に危惧されるわけです。

以前に、私も質問していたのですけれども、整備内容シートの第2稿が出ています。基礎原案の整備内容シートについては、今日出るのではないかと思ったら、ないということです。では、個別の事業の実施検討を一体どのように評価するのだということですが、先ほど調査官の方からスケジュールの説明がありましたけれども、今後、この流域委員会、或いは住民や、自治体の意見を聴いて、12月に計画基礎案をつくるというスケジュールを

考えますと、流域委員会の意見と、今日出された基礎原案に乖離がない、或いはほぼ一致した形で基礎原案が出てきたのでなければ、あとは作業としても、そう時間はかからないと思います。

ところが今日に至って、相当な乖離があると私は判断したわけですが、そうしますと、このスケジュール通りいってよいのか疑問があります。そこで質問したいのですが、このスケジュールでは検討時間がないのではないかとということと、基礎原案の整備内容シートはいつ出ますかということをお訊きしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

整備内容シートについては、修正部分を含めて1週間くらいでつくるつもりであります。量によってはもう少し時間がかかるかもしれませんが、そういうつもりで作業しております。それを踏まえてスケジュールを考えて頂いたらと思います。

尾藤委員

3点お尋ねしたいと思います。

ダム の 代替案 について、さらに詳細な検討をするとこの基礎原案で書かれていますが、それに関連してお尋ねします。

前から出てきていることなのですが、ダムを実施する場合には、他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ということがいつも出ています。経済的に実行可能というのは、例えば、これくらいおさまれば実行可能だというような指標といったものがあるのかということが第1点です。

第2点は、国土交通省に治水・利水に関しては膨大な予算があると思いますけれども、例えば近畿地方整備局管内で、ダムを建設する場合と、ダム以外の代替案でその治水・利水の何かをやるといった場合、今の国土総合開発法等様々な法体系のもとでは、例えば1,000億円、2,000億円といった金額の場合、ダムを建設する場合の方が、お金が出やすいのでしょうか。つまり、ダムの建設以外では、同じ1,000億円、2,000億円というお金は出にくいといった仕組みがあるのかということが2つ目です。

3点目は、私は欠席していた会議については確定した議事録をなるべく読んでいるわけですが、その中に、ダムで水没するところの補償のことが出てきていました。その補償というのは、どういう内容で補償ということになったのか知りたいのです。といいますのは、治水部会で説明されているのですが、対象戸数が20戸のところ、余分に70億円の補償費が必要になったということをおっしゃっているのです。個々には違うのでしょうか、平均化すると1戸あたり余分に3億数千万円が補償として出るわけです。最初に予算化された時の見通しから、一挙に一戸平均3億数千万円の補償が余分に出るという、単純にそのように理解していいものなのかどうかということです。補償といった場合どういう考え方で金額を出されているのか、何か基準があるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

まず、「経済的にも実行可能」というところですが、絶対的な基準があることではないと思いますけれども、費用対効果というのは1つの基準としてはあると思います。

また、ダムとなると費用がたくさんという話につきましては、今の施策の中で言うならば、河川事業なり治水事業というのは1つの枠組みがありますので、その枠組みに沿っての予算の手当てということが基本的にできてくるわけです。全く新たな、要するに河川管理者の範疇を超えたものについては、何らかの費用等を持ってこななければならないというところはあります。今までの枠組みがないものについては、枠組みをつくらなければならないので、ハードルはあると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

ダム事業の補償の問題ですけれども、これは一般的な公共補償の補償基準と同じでして、公共工事に伴う一般補償基準要綱という閣議了解されたものがありますので、それに基づいて補償をやっているということです。

尾藤委員

今日、猪名川部会の田中委員の方から、水害地の方も撤退を考えてはという話が出ていました。要するに、ダム建設地では、ある日突然、あなたのところは水没します、出ていきなさいといわれる。それと同じように、浸水地域の住民にここは水害を受けるところですから移転しなさいといった場合は、そういうことを仮に自治体等がやろうとしても、もう一から法的整備などをやっておかないと、移転・補償費など非常に難しいということになります。やはりそういうことですか。

つまり、ダムを造るときはある日突然水没させても、その後の手当ては法的整備等がきちっとできているけれども、一方の水害を受ける現地ではその土地計画なりを変えて、どこかに移転するということを考えようにも法的には何も無いというのが現状と理解してよいのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

お答えになっているかどうかわかりませんが、今先ほど猪名川部会の方からご提案のあった、浸水地域の住民にもし移転して頂くとした場合、それについて補償するというのは、制度としては無いと思っています。少し正確ではないかもしれませんが。

芦田委員長

時間が迫っていますので、この辺りにしたいと思います。

今後、本日国土交通省が提案された河川整備計画基礎原案につきまして、我々流域委員会として検討して、意見書を取りまとめなければいけないわけです。それをどういう体制でやるのか、どのような考えで、どういうスケジュールでやるのかというようなことにつきまして、前回、運営会議で議論しております。それを皆さまにご紹介して、ご議論頂き

たいと思います。

資料4 委員会意見書とりまとめの進め方(案)をご覧頂きたいと思います。

資料4の1ページを見て頂きますと、意見書作成の方針ですけれども、意見書としては各部会の議論をとりまとめて、委員会として一本化するということです。相互に矛盾する点や重複する点、多々あると思うので、それを委員会として一本化していくということです。大変な作業になるとは思いますが、そのようにしたいと思っております。

まず、各テーマ別部会、地域別部会で、今日の基礎原案について、第2稿まででして頂いたように検討して頂いて、意見書を出してまとめて頂き、それを統合して整合性を図って一本化するということです。

意見はたくさんあります。具体的な整備内容シート、個々の事業についての意見、一般的な、全般に関わる議論等、様々な意見があります。それを網羅して書いたのでは、迫力に欠けるわけですし、主要な点を全面に出すことにしたいと思っております。何が主要かということは、各部会で検討して頂いて、これを主要なものとして挙げたいと出して頂きたいと思っておりますね。それをもとに議論しまして、整合性を図っていききたいと思っております。

それから、2ページ、「とりまとめ体制」ですけれども、これを各部会の部会長で構成されております運営会議でやっていくわけですが、運営会議だけではとてもできないので、作業部会を設けるということです。そして、意見書に関する議論を運営会議で行いまして、その議論内容をもとに作業部会が案を作成するということです。意見書に関する議論を行う運営会議に作業部会メンバーにも参加して頂きまして、一緒に議論するということです。運営会議を委員も傍聴して頂いて結構です。作業部会のリーダーとして、前の提言書のリーダーをお願いした今本委員に、大変ご苦労ですけれども、お願いしたいと思っております。作業部会運営についてはリーダーに一任したいと思っております。作業部会メンバーは各部会から1名ないし3名を選出したいと思っております。

メンバーにつきましては3ページに書いております。こういうメンバーでお願いしたいということで、各部会から1名ないし2名、少なくとも1名は入って頂くようにということで、委員の皆さまには内諾を得ております。このメンバーは今本案では、コアメンバーと執筆された案に関する意見を述べるメンバーで構成されているわけですね。

4ページ、どういうスケジュールでとりまとめを行うかですが、本日9月5日に基礎原案が説明されまして、この基礎原案について各部会で9月8日から26日の間まで様々な検討をしまして、主要な課題と意見について整理して頂くということです。9月27日に運営会議を行いまして、各部会のまとまった案を中心に議論いたします。それに基づいて作業部会に作業をお願いしまして、意見書素案を作成し、その意見書素案を9月30日、委員会に提出するということです。9月30日から10月7日頃までの間には、意見書素案に対して、皆さまのところにお送りしまして、皆さまから意見を募集し、それをもとにさらに作業部会で意見書案を作成しまして、10月17日の運営会議で意見書案を議論して、さらにそれについて作業部会で検討して頂いて、10月29日の委員会に提出する予定になっております。

うまくいくかどうかわかりませんが、短期間のうちに集中して議論する必要があ

りまして、こういう案を運営会議のメンバーで相談したわけです。5 ページにはスケジュールの流れを書いております。こういうことで、皆さまにご意見をお伺いしたいと思います。

今本委員

まず、3 ページの作業部会のメンバーですが、治水部会で江頭委員にとりまとめをお願いしていますので、江頭委員もこの中に加えて頂きたいと思います。もう1つは河川管理者側へのお願いですけれども、整備内容シートをできるだけ早く、変わったところだけで結構ですので、委員に渡すようにお願いします。また、これは作業部会だけでつくるものではないので、できるだけ各委員の意見を反映させたいと思います。素案ができてから皆さまにお示しするよりも、途中の段階でも意見をお伺いできるようにしたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。また、作業部会等の集まる時にはご連絡しますので、時間のある限り参加してご意見をいただきますようお願いしたいと思います。

私も必死になってやりますけれども、委員の方もよろしくご協力をお願いします。

芦田委員長

地域別部会のメンバーの方には、整備内容シートの個々の事業計画について、コメントをお願いしたいと思います。各地域に所属しておられる部会につきましては、義務としてお願いしたいと思います。その他の部会について、例えば淀川部会の方が猪名川のものに意見を言うのは歓迎するところですので、それは自由にやって頂いたらよいと思います。そういう案を作業部会の方に送って頂くようお願いしたいと思います。

寺川委員

先ほどスケジュールの件で意見を言ったのですが、このスケジュールは相当ハードだと思います。

基礎原案に対する意見をまとめるだけでもかなり大変だという感じがするのですが、さらにこの基礎原案の整備内容シートが出てまいりますと、作業部会のメンバーに加えて頂いたのは光栄ですが、自信がないといいますが、その辺のスケジュールはもう動かせないといいますが、延ばせないということなのでしょうか。

芦田委員長

今のところその覚悟で進めたいと思っています。意見のとりまとめは過酷な労働を強いることになると思いますので、恐縮しているのですが、少々延ばしても画期的な変化はないと思います。利水部会の話も聞いていまして、なかなか変わらないわけです。ですから、意見はきちんと述べて一応区切りをつけておきたいと思っています。その後、流域委員会は継続するということですから、どのような流域委員会にするのかということ相談しないといけないと思います。そこでまた終わりではありませんので、この流域委員会としては、10月29日に間に合うようにがんばって頂きたいと思っております。

寺川委員
わかりました。

細川委員
運営会議に関しては、傍聴可と書いてあるのですが、個人で意見を述べよと言われても、まともなことが言えているのか自信がないもので、作業部会も傍聴できるのかどうかお伺いしたいです。

今本委員
もちろん、作業部会も傍聴可です。傍聴というよりもむしろ参加して頂きたいと思っております。

川上委員
メンバー案を拝見しますと、中村委員と私が2つ兼務しておりますけれども、スケジュールとの関係もあり、兼務は難しいのではないかとと思いますが、ご検討願えませんでしょうか。

芦田委員長
この他まだ参加される方もありますし、今本委員に一任しますので、川上委員と話して頂いて決めればよいと思います。

本多委員
意見書をまとめるにあたって、以前メーリングリストが威力を発揮したように思います。一部、住民参加部会等にはメーリングリストがあるのですが、例えば猪名川部会にはありませんので、意見書をまとめるにあたって、情報交換が委員の間でできるようなメーリングリストを庶務の方でつくって頂けるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

芦田委員長
それは必要ですね。

庶務(三菱総合研究所 新田)
検討させて頂きたいと思います。

芦田委員長
それでは、この件はこれでよろしく申し上げます。
次に、前回滋賀県の方から、流域委員会が意見を求めて、その意見をどのように参考に

したのかということについて対応が十分でないというお話がありまして、運営会議で相談させて欲しいと申したわけですが、その結果を本日持ってきております。資料5です。これについて、庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料5説明]

芦田委員長

これにつきまして皆さまのご了承を得られればそういう対応をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もう1件、ファシリテーターについてですが、資料5-2についても説明願います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料5-2説明]

芦田委員長

この件に関しましては、河川管理者の方で急いでおられまして、そういう対応をとったわけですが、ファシリテーターを立てた円卓会議というのを計画しておられますようですが、ご説明頂けますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それでは、参考資料の2「住民対話集会について」という資料があります。これにつきましては、流域委員会から私どもの方に、対話集会をやるようにというご提言を頂きました。それをもとに、我々は、そのテーマといたしまして、狭窄部の開削、河川敷におけるグラウンド等の利用・保全の問題、各ダムの調査検討、そしていわゆる「水需要管理」への転換について、対話集会をやりたいということをお願いいたしました。

その中で、まず第1弾といたしまして、高水敷の保全と利用の方向性ということテーマにして対話集会を開催する準備を進めているところです。ファシリテーターといたしましては、流域委員会の方からご推薦頂きましたリストの中から、大阪工業大学の綾先生と関西学院大学の片寄先生のお2人をお願いいたしまして、ご了承といたしますか、お引き受け願っております。

9月2日に両先生と我々河川管理者が打ち合わせいたしまして決まった内容をご報告いたします。

形式といたしましては、円卓会議形式でしたいということです。両ファシリテーターの方からは、従来の経緯もありますので、流域委員会の委員から2、3名、その円卓会議に参加して欲しいという要望がありました。実際に対話集会に参加される方ですけれども、事前に公募といたしますか、応募をして頂くということで、それぞれの会場で、約10名程度、出てまいりました意見を参考にファシリテーターの方が選定をするという格好になってい

ます。

今後の予定ですけれども、現在、公募の案文を作成中でして、印刷等も含めまして、9月16日頃に発言者募集を開始したいと思っております。これは新聞折り込みや、ホームページ等で、流域の住民の皆さま方にお知らせしたいと思っております。

発言者の意見書の締め切りを10月10日ということにしております。日にちと場所は決定しておりまして、11月2日に淀川下流ということで、大阪会場、これはファシリテーター、綾先生です。11月9日には木津川ということで、京田辺市です。片寄先生がファシリテーターです。11月16日には枚方と京都で、2会場でやりたいと思っております。

対話集会につきましては、今のところ13時半から16時半の約3時間を予定としては確保したいと思っております。なお、発言者の募集ですけれども、今回意見募集を行いますけれども、既にこれまでに高水敷の保全と利用について意見を頂いている方々はたくさんおられます。その方々も含めて、その中からファシリテーターの方々に各会場約10名程度を選定して頂きたいと思っております。以上です。

芦田委員長

ありがとうございました。新しい試みということで、我々も期待しているわけです。三田村委員、何かコメントありますか。

三田村委員

お願いがあります。流域委員会から2、3名が参加と書いていますが、参加の形態についてです。住民参加部会、或いは委員会では、円卓の中に加わるのではなくて、円卓外で参加する方が望ましいと申し上げたのですが、そのようにして頂けるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

ファシリテーターの方は、河川管理者は円卓に参加せずに、横にいて意見を求められたら答えて欲しいということでした。但し、流域委員会の2、3名の委員方は円卓の中に入って頂きたいという強い要望がありまして、私どもとすればファシリテーターの方のご意向に沿った形で流域委員会の委員方にお願ひしますということにしております。特段、円卓会議に入ると良くないということであれば、もう一度ファシリテーターの方と調整させて頂きますけれども、いかがでしょうか。

三田村委員

組織上問題かとは思いますが。立場の問題がありますので、できましたらという程度で結構ですから、ファシリテーターの方にご説明して頂ければと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それでは、流域委員会からは、円卓には入らずに、河川管理者と同じように横にいるべきという意見があったということで、ファシリテーターの方に申し上げます。そこで、ま

た意見がありましたら、どこにご相談させてもらったらよろしいでしょうか。

三田村委員

どうしてもファシリテーターの方がおっしゃるのでしたら、それを受けるということで、特に住民参加部会の委員の方、よろしいですか。時間的なこともありますでしょうし、こちらのお願いが通じなかった場合には、受けるよりやむを得ないと思います。

川上委員

その時に流域委員会からだれが出るかということを入選する必要があると思いますけれども、その時間的な余裕はあるのでしょうか。

三田村委員

私が答えるべきではないのかもしれませんが、今の河川管理者のご説明では、主催者の河川管理者、或いはその中で實際上、とりまわして頂くファシリテーターの方がお選びになるのだらうと思います。それは住民参加部会の人だけではないということだと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

但し、ファシリテーターの方からは、例えば木津川についてはこの人辺りが来て頂いたらありがたいというような意向は聞いておりますけれども、基本的には流域委員会の方で、例えばこの会場へだれだれが行くというようなことを決めて頂ければと思っております。というのは、ファシリテーターの方が幾ら名指しでご使命されても、その委員の方々のご都合もあると思います。また、一番初めが11月2日ですので、まだ少し時間はあると思います。会場ごとに流域委員会の方で例えば、ここはこの2人等、決めて頂いた方がよいのではないかと考えています。

三田村委員

そうしますと、流域委員会、即ち運営会議にご提案といえますか、その申し入れをされるということですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

本委員会というのは頻繁にありませんので、我々の方から再度正式にお願いして運営会議でお決め願えればありがたいと思います。

芦田委員長

それでは、楽しみにしております。

かなり時間が超過しているのですが、ここで、一般傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思います。言うまでもなく、一般傍聴者の方のご意見というのは、流域委員会に対するご意見ということですが、河川管理者に対する意見というのがよくあるようですが、流域

委員会に対する意見と、かつできれば、今日議論したようなテーマについてのご意見があればありがたいと思います。よろしくをお願いします。

傍聴者（福井）

大津市からまいりました福井と申します。

只今、河川管理者の方からご説明のありました、淀川水系河川整備計画の基礎原案に対しまして、少し意見を述べたいと思います。

私もは大津放水路の第2期区間、盛越川から諸子川の継続実施につきまして、これまで様々な場所で意見を述べさせて頂いてまいりました。しかし、今回の河川整備計画基礎原案にも一切触れていないということで、非常に落胆をしております。第1期区間につきましては一連ということで、来年終了する事業です。特にこの件につきましては、住民の意見を聴くということで、地元の方で住民の意見を聴く会が何回も実施されてきて、その中でも地元の住民の声といたしまして、この2期事業をあわせて実施して欲しいという声が出されております。流域の住民は、一刻も早く全体整備をされるよう望んでいるのです。住民等の意見を生かして、納得がいくような表現をして頂きたいということです。

環境面からいたしましても、大津放水路につきましては、山手側に動植物や水生生物といった在来生物が多種見られます。大津放水路につきましては、地下の構造物ということで、特に周辺の自然環境の保全に有効であるといった施工であるにもかかわらず、こういったことについて何ら触れられないということについて、非常に不服があります。今後また流域委員会の方にも意見書を提出いたします。その時点で、大津の住民ではなしに流域の住民がこのことを望んでいると、おわかり頂けると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

傍聴者（増田）

大阪の箕面からまいりました、市会議員の増田京子と申します。何度も発言させて頂いているのですが、今日も新しい情報がありましたので、皆さまにお知らせしたいと思い発言させていただきます。

今日の議論を聞かせて頂きましたが、この会は皆さま真摯に、ご自分のお仕事があるにもかかわらず、これに関わって下さっているということを本当に感謝しております。よい結果、よい結論を出して頂きたいと思っておりますので、そういう視点から発言させていただきます。

先ほども議論がありました利水についてですけれども、本当に深まっていないと私も感じております。皆さまもご存じだと思いますけれども、日本経済新聞に8月19日、8月20日、8月21日と、利水についての報道がされました。これにつきまして、先日9月2日の猪名川部会でも、またその前に私たちに対する説明会でも、この内容はどのようなのですかということをお聞きしました。それに対して、まだこのことは聞いていないというのが河川管理者の説明でした。

けれども、私は本当にそうなのかと思い、直接ではないですけれども、尼崎の市会議員を通じまして、この新聞の記事について阪神水道企業団にどうなのかということをお聞きしました。その報告なのですけれども、阪神水道企業団としては、近畿地方整備局に対して、尼崎工業用水からの転用も含めて、余野川、丹生、両ダムから得るべき利水を返上することについて、打診ないしは相談をしているということでした。新聞では、国土交通省に伝えているということだったのですけれども、言葉は微妙に違います。ですから、記事にする時と話し合った時と違うのかもわからないのですけれども、近畿地方整備局に対して、阪神水道企業団は、もう相談している、打診していると阪神水道企業団は答えているのです。

にもかかわらず、この間からのお答えは聞いていないということだったので、ここまで会議をされてきて、私なりに評価をしているのですけれども、これから最終意見書を出していく段階で不信感を得るようなことはよくないのではないかと考えております。ただ、これも、今言いましたように、尼崎の議員を通して阪神水道企業団に聞いて頂いていますので、その辺の確認は必要かと思えますけれども、利水についてやろうと思えば幾らでも精査・検討できると思うのに、このようにして進まないことに対し、疑問を持っています。

これは本当にダムに大きく影響があります。今日猪名川部会のとりまとめ案の基本理念で書かれておりましたけれども、ダムについては、流域委員会と、近畿地方整備局との乖離があるのではないかと思います。皆さまも躊躇されることなく、ダムについて白紙に戻して、本当に必要かどうかを検討するような形になってもよいのではないかと考えております。短い期間しかないと思えますけれども、この辺のことも含めて今後の意見書策定に向けて行って頂きたいと思っております。

要望にしておきます。

傍聴者（千代延）

吹田市の千代延です。冷房が切れましたので、早く帰れということだと思いますが、2、3分お願いします。

利水について、今日寺田委員からも出ていたと思えますけれども、フラストレーションがたまっているわけです。何故かといいますと、先ほどのご意見にもありましたけれども、精査・検討とか確認すると言って、これがそんなにいつまでもできないのかと疑問に思います。我々はあまり役人のことはわかりませんが。

今日は河川管理者に直接意見は言うなということですので、委員の皆さまに、精査・検討、特に利水について、水道事業者との水の量の調整については、いつまでにしようという目標の時期を設定して頂きたいと思えます。天文学的なことではないと思えますので、できれば流域委員会としてお願いしたいと思えます。これが1点、あと2つ聞いて下さい。

ダムについて、29ページですけれども、「4.7.1 ダム計画の方針」、両括弧で4項目挙がっております。(1)に「治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」とあります。これは方針ですから、どうすると

ということが要るのではないですか。それとも、私の読み方が悪くて、次の(2)に行くのでしょうか。これは質問ですから、委員会に言うのはおかしいと思いますが、ここが私のわからないところです。このまま置いておくのなら、方針としては単に並べておくのはおかしいと思います。ですからどうするということを出して頂きたいと思います。

もう1点、(3)の中の項目に、「1)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響」と、こういうことを留意しろと言っているのですね。それから、「3)近年頻発している渇水に対する安全度の確保」と、この2つに留意しろと言っているのです。勘繰りすぎかもしれませんが、これがダムの項目のところにありますから、ダムで対応することを考えるとあるのではないかと思います。

2つとも、今までのように人間が自然を支配しようとする、ということが環境面からも、日本の国内においては財政の面からも大きな壁にぶつかって、嫌でも転換をしなければならぬという状況に追いやられたわけですね。その時にまたこういうことが基本計画に書いてあるということは、転換をしなければならぬとあるところでは言っていないかもしれませんが、ダムの項では、転換には触れていません。けれども、これをすかして見ると、転換したら何もできないようになりますよというような感じがします。この2つの項目については、カットした方がよいのではないかと思います。委員の皆さまは今から様々なご検討をされるでしょうから、頭に置いて頂きたいと思います。

傍聴者(野村)

関西のダムと水道を考える会の野村です。

今日の参考資料1-1「委員及び一般からのご意見」に、私どもの会から今回3つ意見を出させて頂いております。時間もありませんので、簡単にご説明させて頂きます。

参考資料1-1の389-1というところですが、先ほど発言のありました日本経済新聞の記事です。これによれば、大阪府は丹生ダムと大戸川ダムの利水から撤退するという事です。阪神水道は丹生ダムと余野川ダムから撤退する、西宮市は川上ダムから撤退するという記事が出ておりますので、ご参考につけさせて頂きました。

その次ですが、390-1をご覧頂きたいと思います。余野川ダムの利水についてですが、大阪府営水道を無視した利水振り替え案ということで、5月16日の河川管理者からの見直し案におきましては、余野川ダムにつきまして、池田市と豊能町の利水のための利水専用ダムにするという案が出されているのですけれども、そういうことであれば、既に池田市と豊能町に大阪府営水道が進出しておりますので、その水を使えば、新たにダムをつくる必要はないではないかという意見です。

3つ目ですが、394-1をご覧頂きたいと思います。こちらは川上ダムについてでして、「『奈良県』も撤退表明を！」という題にさせて頂いております。先ほどありましたように、西宮市が既に川上ダムの利水から撤退を表明しているという記事が出たわけですが、奈良県も十分撤退できるとしております。少し調査等を行いました。現状は確かに室生ダムの貯水率が悪いということがありまして、必ずしも余裕がある状態ではないのです。奈良県営水道なのですが、水系が違う紀の川の上流の大滝ダムが数年後には供用開始になると思

います。大滝ダムができますと、奈良県は大きな水利権を得ることになっております。この段階で大幅な水余り状態になるはずです。将来的にも同じような状態が続くと思います。奈良県も川上ダムからの撤退は十分可能であると思っております。是非お読み頂きたいと思っております。以上です。

芦田委員長

大分時間を超過しましたので、もう少しご意見をお伺いしたいところですが、これで、最後にしたいと思っております。

傍聴者（浅野）

月ヶ瀬村の浅野と申します。

意見書を各方面にお送りしておりますが、参考資料1-1で、393-1から9まで意見を出しております。この内容については、読んで頂いたらわかって頂けるので、それとは別に委員会の方に頭に入れておいて欲しいことがあります。

それは、私が8月4日に河川事務所に行きまして、西川所長や、調査課の方と話し合いまして、その中で是非調べて頂きたいということをお願いしました。その3つはすぐに手を回して送らせて頂くということでしたが、結局途中で催促も入れまして、約1ヶ月がかりで来たものといいますが、私が要望した内容とは全く違っていました。河川事務所にはデータや洪水追跡調査の計算書といったものもないのかと思いましたが、或いは、川上ダムの本体の下を通っているように見受けられる活断層、そういうことをこの地形図にあらわしまして、それをコピーして頂いて、調査をやっておられますかと言ったのです。そうしますと、川上工事事務所の方で、そういう資料が全部ありますということでしたのに、送ってきたものは、第4紀断層調査ということで、第4紀断層の有無については十分な調査を実施していますということだけで、その地質時代の解説が殆どで、どう調査したのかといいますが...

芦田委員長

時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

傍聴者（浅野）

はい。

いずれにしても、殆どきちんとしたデータは出てきません。ボーリング調査とか出てきません。それらはきちんと伝えてあるにもかかわらず、そうなのです。

それから、これが洪水追跡調査の回答です。流量配分図。このようなものを要求したのではありません。ハイドログラフを使って、当時の観測された雨量等をきちんと出して、流域でどのような状態になりますという計算書をくれと言ったのです。そういうのは出ません。

特に「川上ダムの計画について」という説明書におきまして、説明不足で、実際は40

日前にあった集中豪雨のことを抜かしております。これはもうわざとだと私は思いますが、そのように住民に、国民にきちんとまともな資料を提出してないのではないかと、まともな説明をしていないと思いますので、是非その点、委員会でご配慮頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

只今のご意見ですけれども、十分フォローができていないようですので、フォローさせて頂きたいと思います。以上です。

芦田委員長

大分時間が超過しましたのですが、まだ言われますか。

本多委員

今、傍聴席から発言がありましたことは、猪名川部会の中で議論があったことです。増田議員の方から、参考資料1-1の389ページにあります、阪神水道企業団が尼崎の工業用水を転用するという事について、この新聞記事では、公団が国土交通省に伝えたと書かれています。それについて、聞いておられるのですかということがあったのですが、国土交通省側からは聞いていませんという回答があったという経過がありました。

今日、ご質問の趣旨によりますと、阪神水道企業団は相談をしているということらしいのですが、私も、興味を持って今の質問を聞いておりました。

それで、私の方から聞きたいのですが、今、増田さんの方からご発言がありましたように、相談はあったのか、お答えを願いたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

新聞記事につきましては、伝えたという形で書いていますので、これについては問い合わせをしています。基本的には、向こう側が決めたわけではないという状況であります。決めたわけではないので、当然、私どもの方にそういう形ですよということは言われてはいないわけですけれども、一方で、私どもの基礎原案でも、尼崎工業用水が転用元となり得るといような話は書いています。ですから、ここが転用元となり得るとい意味の会話というのがあります。ただ、どれだけの量だとか、そういう話にはなっておりません。

芦田委員長

時間を大分超過しまして、これで終わりたいと思いますが、庶務の方から、今後のスケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

今回の委員会の日程ですが、9月30日火曜日の16時から19時までの予定になっております。また、その前に9月27日10時から意見書の議論を行う運営会議も予定されてお

ます。以上です。

芦田委員長

どうも長時間ありがとうございました。これで終わります。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これもちまして、淀川水系流域委員会を閉会いたしたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。